

令和 8 年第 2 回府中町議会定例会

会 議 録 (第 3 号)

1. 開 会 年 月 日 令和 8 年 3 月 9 日 (月)

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和 8 年 3 月 1 6 日 (月)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員 (18名)

|      |             |      |             |
|------|-------------|------|-------------|
| 議長   | 力 山 彰 君     | 副議長  | 森 本 将 文 君   |
| 2 番  | 橋 井 肇 君     | 3 番  | 安 部 智 恵 美 君 |
| 5 番  | 松 本 真 明 君   | 6 番  | 梶 川 三 樹 夫 君 |
| 7 番  | 木 田 圭 司 君   | 8 番  | 三 宅 健 治 君   |
| 9 番  | 川 上 翔 一 郎 君 | 10 番 | 西 山 優 君     |
| 11 番 | 坂 田 栄 一 君   | 12 番 | 山 口 晃 司 君   |
| 13 番 | 齋 藤 昇 君     | 14 番 | 宮 本 彰 君     |
| 15 番 | 田 中 伸 武 君   | 16 番 | 二 見 伸 吾 君   |
| 17 番 | 狩 野 雄 二 君   | 18 番 | 金 澤 映 理 子 君 |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員 (0名)

~~~~~○~~~~~

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 第 13 号議案 府中町子ども医療費助成条例の一部改正について
- 3 第 17 号議案 府中町国民健康保険税条例の一部改正について
- 4 第 20 号議案 指定管理者の指定について
- 5 第 21 号議案 指定管理者の指定について
- 6 第 6 号議案 令和 8 年度府中町一般会計予算
- 7 第 7 号議案 令和 8 年度府中町土地取得特別会計予算
- 8 第 8 号議案 令和 8 年度府中町国民健康保険特別会計予算
- 9 第 9 号議案 令和 8 年度府中町介護保険特別会計予算

10 第10号議案 令和8年度府中町後期高齢者医療特別会計予算

11 第11号議案 令和8年度府中町下水道事業会計予算

(予算特別委員会解散)

12 一般質問

~~~~~○~~~~~

7. 説明のため会議に出席した者

| | | |
|---------------|---|-----------|
| 町 | 長 | 寺尾光司君 |
| 副町 | 長 | 桑原強君 |
| 教 | 育 | 長 新田憲章君 |
| 総務企画部 | 長 | 谷口充寿君 |
| 財 | 務 | 部 長 増田康洋君 |
| 福祉保健部 | 長 | 中本孝弘君 |
| 町民生活部 | 長 | 胡子幸穂君 |
| 建設部 | 長 | 磯亀智君 |
| 建設部区画整理担当部 | 長 | 井上貴文君 |
| 消 | 防 | 長 新宅和彦君 |
| 教 | 育 | 部 長 屋敷学君 |
| 危機管理監 | | 佐藤伸樹君 |
| 総務企画部次長兼職員課長 | | 岩崎雅男君 |
| 町民生活部次長兼下水道課長 | | 岡村紀行君 |
| 教育次長兼学校教育課長 | | 宍田貴君 |
| 総 | 務 | 課 長 梶山睦生君 |
| 社会教育課 | 長 | 砂崎勇介君 |
| 社会教育課主幹 | | 小路和司君 |
| 行政委員会総合事務局長 | | 谷口司君 |

~~~~~○~~~~~

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 長 西 弘 子 君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開議 午前10時00分)

○議長(力山 彰君) 皆さん、改めておはようございます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。

よって、令和8年第2回府中町議会定例会第3日目の会議を開きます。

議事日程第3号を御覧ください。

本日の議事日程でございますが、御覧の日程で会議を進めてまいりたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、18番金澤議員、2番橋井議員を指名いたします。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第2に入りますが、お手元の日程第2から日程第11までの各議案は、令和8年度予算及びそれらの関連議案でございますので、一括議題に供したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。

よって、日程第2、第13号議案、府中町子ども医療費助成条例の一部改正について、日程第3、第17号議案、府中町国民健康保険税条例の一部改正について、日程第4、第20号議案、指定管理者の指定について、日程第5、第21号議案、指定管理者の指定について、日程第6、第6号議案、令和8年度府中町一般会計予算、日程第7、第7号議案、令和8年度府中町土地取得特別会計予算、日程第8、第8号議案、令和8年度府中町国民健康保険特別会計予算、日程第9、第9号議案、令和8年度府中町介護保険特別会計予算、日程第10、第10号議案、令和8年度府中町後期高齢者医療特別会計予算、日程第11、第11号議案、令和8年度府中町下水道事業会計予算、以上を一括議題に供します。

本件につきましては、予算特別委員会に付託しておりますので、ただいまから委員

長より審査結果を報告していただきます。

予算特別委員会委員長、3番、安部委員長。

○3番（安部智恵美君） 皆さん、おはようございます。

令和8年度予算特別委員会報告をいたします。

予算特別委員会報告書を御覧ください。

令和8年3月16日。

府中町議会議長 力山彰様。

令和8年度予算特別委員会委員長 安部智恵美。

令和8年度予算特別委員会報告書。

令和8年3月10日の会議において付託された案件は、慎重に審査した結果、次のとおり決定しましたので、府中町議会会議規則第66条の規定により報告します。

第13号議案 府中町子ども医療費助成条例の一部改正について

原案可決

第17号議案 府中町国民健康保険税条例の一部改正について

原案可決

第20号議案 指定管理者の指定について

原案可決

第21号議案 指定管理者の指定について

原案可決

第6号議案 令和8年度府中町一般会計予算

原案可決

第7号議案 令和8年度府中町土地取得特別会計予算

原案可決

第8号議案 令和8年度府中町国民健康保険特別会計予算

原案可決

第9号議案 令和8年度府中町介護保険特別会計予算

原案可決

第10号議案 令和8年度府中町後期高齢者医療特別会計予算

原案可決

第11号議案 令和8年度府中町下水道事業会計予算

原 案 可 決

なお、審査過程における主な意見ということで、6項目述べておきます。

第6号議案に対し、

総務文教関係では、1、小学校給食費については負担軽減が図られているが、物価高騰が続いている。今後の経済・物価情勢を注視し、中学校をはじめ、給食等を提供する各種施設に対する負担軽減についても、引き続き検討してほしい。

2、単独自治の在り方検討は重要なテーマである。町民へのアンケート調査などの際は、様々な媒体での情報発信や資料提供を進め、町民が十分に理解し、判断しやすい工夫を重ねてほしい。

厚生関係では、1、民設の放課後児童クラブへの補助により、選択肢が広がったことは評価する。一方で、公設クラブの重要性は変わらないことから、役割を含め、在り方を一体的に検討し、子どもが安心して利用できる環境整備を進めてほしい。

2、公共施設の指定管理や業務委託については、町民サービスが滞らないよう、町と事業所で役割分担を丁寧に協議するとともに、人件費などの上昇分が委託料等に適切に反映できるよう、引き続き配慮してほしい。

建設関係では、1、道路メンテナンス事業については、センターライン消失など安全性に問題がある箇所は補修遅れが見受けられる。材料費・人件費上昇で厳しい状況だが、予算制約ではなく、補修必要箇所を基準として対応してほしい。

2、揚倉山健康運動公園の再整備は、公園の魅力向上に資する事業である。町民の健康増進や社会教育の場として活用が進むよう、新設のスポーツ交流拠点推進課は、教育委員会等関係部署と十分に連携して取り組んでほしい。

以上でございます。

町当局におかれましては、審査の過程で示された意見等を十分予算執行に活かされるよう、一層の努力をお願いし、令和8年度予算特別委員会の報告とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（力山 彰君） ただいま予算特別委員会委員長より報告がありましたが、本件につきましては、全議員で構成する予算特別委員会において審査していただき、内容は御理解のことと思います。

よって、質疑を省略し、直ちに1議案ずつ討論・採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議ないようでございます。よって、1議案ずつ討論・採決を行います。

また、採決の際、現在の出席議員は18名で、その間、議員数は変わらないと思いますので、この際、定足数の確認も省略しながら採決を進めていくこととさせていただきます。

それでは、参ります。

ただいまの出席議員は18名で、採決に加わる者17名でございます。

お諮りします。

日程第2、第13号議案、府中町子ども医療費助成条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) なければ、これより採決を行います。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(力山 彰君) 全会一致です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第3、第17号議案府中町国民健康保険税条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) なければ、これより採決を行います。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(力山 彰君) 賛成多数でございます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第4、第20号議案、指定管理者の指定について、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) なければ、これより採決を行います。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(力山 彰君) 全会一致でございます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第5、第21号議案、指定管理者の指定について、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) なければ、これより採決を行います。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(力山 彰君) 全会一致でございます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第6、第6号議案、令和8年度府中町一般会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

15番、田中議員。

賛成ですか、反対ですか。

○15番(田中伸武君) 僕は反対です。

○議長(力山 彰君) 二見議員は、賛成ですか。

では、反対討論から討論を行います。

原案に反対の方。

15番、田中議員。

○15番(田中伸武君) 田中伸武です。

一般会計の予算の反対討論をさせていただきます。

反対の理由は、揚倉山健康運動公園の再整備事業、これの公有財産の購入費が計上されているのが反対理由です、6億2,240万。

私は、去年11月の臨時会で、揚倉山再整備の公有財産購入費の、あのときは債務負担行為の補正予算だったんですが、反対させていただきました。

そうすると、予算の予約が駄目で、予算がついたとき賛成するんかということにはちょっとできんのんで、誠に申し訳ないんですが、申し訳ないことはないんですが、これを最大の理由に反対討論とさせていただきます。

それから、今回の予算審査を通じて、ほかにも気づいた点を幾つか述べさせていただきます。

揚倉山の再整備、まずこれですけれども、去年の臨時会で申しましたとおり、20億円近くかけて住民メリットが見えないと、これが一番の大きな再整備計画の欠陥、僕は問題だと思うわけですね。

下段の荒れたグラウンドを人工芝にする。夜間の照明がつく。テニスコートやら遊歩道もきれいになると。いいことですね。レジャーが練習拠点に来てくれて、町民の誇りにもなるし、いろんな指導や交流や、プラスになる。これ、メリットありますね。

でも、町民にとってみれば、肝腎のグラウンドが使える時間は減るわけですし、利用の料金は各種全部値上げになる。一番使う、ほとんどの人がバス停がないから使うわけですが、駐車場、これは有料になると。メリットよりデメリットのほうが大きいと今の段階では見ざるを得ないわけでありまして。

それで、町のほうは、当初から揚倉山の再整備は、レジャーありきじゃないんだよと、有効活用と再整備、利用者が便利になる、運動、交流、健康の場だと、そのための整備でやるんだと、ずっと説明してきたわけですよ。

「さあ、今日もみんなで公園へ！」というのがキャッチフレーズです。さあ、今日もみんなで公園へ、この再整備、20億円かけてそうなるか、僕は大きい今の段階ではかなり疑問符がつくところであります。

それから、PFI業者を募集して、今、2月いっぱい業者締め切って、今、審査が行われているというところですけども、募集要項の要求基準の中にも町民を優遇する料金設定にせよとかということは書いてない。

だから、今から始まるPFIのやり方についても、町は、そこはちょっと注文つけてないんですね。僕は、そのぐらいいいんじゃないかと思うんですが、今から審査の過程でPFIですから、業者のほうはどういう内容を出してくるかにもよるかもしれません。

それから、町民メリットが見えないということと、今のPFIに決めるまでの手続の問題ですよね。手法の問題。これも何度も言っていますけれども、今の令和7年度は、PFIがいいのかどうか検討するコンサルタントに委託している3,600万円の業務を執行中なんですね。もちろんコンサル料の中にはいろんな相談業務があるので、それも含めてということでもありますけれども。

町民に対して、PFIはよそと比べてこんなところがいい、こういうところがきっちりとメリットになるんだということを業務報告の結果として出して、それを町民に示されていないんですね。

さらに、この予算は、繰り越して、令和8年度もアドバイス業務があるということで繰り越すわけですけれども、そうするとますます結論を示す業務報告は町民の前に出てくる時期が遅くなる。その間にもう工事が始まっちゃうという感じにも。工事は始まらないのか。でも、事業が始まっちゃうということになるわけですね。この手続面も私は問題があるとずっと言い続けておるわけであります。

PFI、これは私の見方ですけども、やはり目の前の補助金に目が行って、これしかないんだというところに行ったんじゃないかと、もうちょっといろいろな手法を検討する余地があったんじゃないかと思うわけですね。

基町のサッカースタジアムはPFIでやったそうですけれども、やはり民間の資金を頂いて、それを活用するという根本的な手法からすると、民間としては営業が成り立たないとやらないわけですね。そこところが本当に揚倉山でマッチする手法だったのかどうか、マッチする手法だという結論を出されたわけですけれども、私はもっともっと一年かけて練るべきだったと思うわけです。

民間活用というのは行政のトレンドだと言いますけれども、これも後から出てくる放課後児童クラブやその他にも影響しますが、僕は大いに疑問なんです。民営化というのは、私物化にほかならないわけですよ。英語で言うとプライベート化、民営化も私物化も同じプライベート化なんです。プライベート化するという意味なんです。そういうことに委ねる事業なのかどうかというのは、放課後児童クラブは後であれしますが、考えてもいいんじゃないかと思うわけであります。

私は、会社勤めしておったときに、公共事業を分捕るというか、取ってくるようなセクションに行かされたことがありまして、そこでは今度のどことこの町や市の広報の予算、これ取ろうぜみたいなことを、頑張ろうぜみたいなことをやる、そういうア

ドバタイジングというか、パブリックリレーションズというか、広告のそういう部署にもいたことがあるんですけども。

民間のノウハウというのは、要するにお金をもうけるノウハウですから、例えば本当にその事業がその町民のためになるかどうかということを第一には考えないんですね。第一に考えるのは、これが営業として成り立つかどうか、そのためにきちんと住民のためだという説得ができるかどうかというのを考えるのが民営化の根本だと思いますね。

私は、だから公営事業は効率が悪かったり無駄が多かったりするというのは確かにあると思いますけれども、町民のためにどういったものを、どういった事業をするかという、そのノウハウが一番持っているのはそれぞれの役場であり、役所、公務員だと思いますね。すばらしいシンクタンクだとずっと思うわけでありましてね。そこにもっと自信を持って事業に当たっていただきたい。

民間だとすばらしいノウハウが出てくるというのは、これは幻想ですからね。僕は、自分がやってたから分かる。そういうことをおせっかいながら、やはり考えの片隅に入りたいなと思うわけでありまして。

それから、揚倉山とは別のことで気づきを幾つかですけれども、一つは、プラチナ手当ですね。さっきの予算委員会、予算委員長の報告にもありましたけれども。なかったか。

ごめんなさい、さっきの委員長報告にはなかったんだね。委員会審議の中にはあったんですけども。

いわゆるじじばば手当ですよ。保育園に行けない、行かない子どもの、代わりにおじいちゃん、おばあちゃんが面倒を見たら、月1万5,000円もらえる手当。

今回廃止になったわけですけれども、私はちょっと残念に思いますね。これは、単に待機児童を、あるいは隠れ待機を減らすための意味合いだけでなく、そういう家庭の絆と言ったら大げさですけれども、地域でおじいちゃん、おばあちゃんと、3世代が助け合って生きるちょっとした後押しじゃないかと思うわけですね。

非常にニッチな事業だから、もろに隠れ待機を何人減らしたということにならないかもしれないけども、今、おじいちゃん、おばあちゃんがちょっとでござしよるけ、これはええわい、もらおうわいというてもらっておる家族が、息子が家を建てるときに、いや、やっぱりちょっと中山の団地やめて府中で家考えようぜということになっ

たりせやせんですかね。

あるいは、転勤族だったり、あるいは借家住まいだったりする、そういう息子家族が、やっぱりちょっと会社に近いけど、堀越よりはちょっと府中の青崎にしようとか、極端に言うと。ちょっとした、そういう府中町にプラスになるようなところのニッチな後押しにもなっているんじゃないかと思うわけですね。

もう一つは、ちょっとユニークな制度だったので、宣伝効果もある。府中は子育てに優しい。実際には優しい施策はそんなになくなってきておるわけですけども、そういう町のイメージアップには大いにプラスになっておったんじゃないかと思えますね。

利用者が減っておるのは、多くの原因は、やっぱりPR不足だと思えてなりません。ニーズが減ってるのかどうか、僕は大いに疑問ですね。きちっと周知されてないからこういうニッチな人たちを掘り起こしてないんだと思うわけであります。

誰通、誰通という、誰でも通園制度、今度始まるわけですけども、いわゆる昔、無園児と言っていた人たちのところですよ。これは、基本的には、専業主婦の家の子どもたちですし、ちょっと層が違うような気がしますね、プラチナ手当を求める層と。だから、これをもって取って代わる政策になるかどうかはちょっとどうかなと思いますね。

いずれにしても、こういう工夫して隙間のところを救済したりする制度というのは、今後も工夫いただきたいと思うわけであります。

それから、放課後児童クラブの補助の件ですけども、先ほどの予算委員長報告の中では、民設の放課後児童クラブへの補助により選択肢が広がったことは評価する、一方で公設クラブの重要性は変わらない、これが審査過程における主な意見ということですが、主でない私の意見としては、民設民営化というのは、それはいいことかもしれないけど、それは評価していいのかどうか、今回。というのはちょっと疑問です。

というのは、これも今まで述べましたけども、放課後児童クラブは、基本的には児童福祉法が定める地域の子どもの健全育成事業の一環ですよ。ほとんどの地域で民営化が進んでおるんですけども、私は、姿勢としては、地域の健全育成事業として行政が責任を持つ、それが基本じゃろうと思うわけですね。だから、さっきの安部委員長報告の中にも公設クラブの重要性は変わらないという表現もあるわけですね。

だから、民営化をするのであれば、公設と同時に検討して計画を立てて、公設の有

料化と同時に民営化を考えて計画を練るべきなのに、これが有料化だけ先に条例として決めて、そのとき計画はこうだったという説明だった。後から民営化もやるというのが今回予算案の中で出てきたわけですね。

やはりちょっと計画性、あるいは部署間の連携の取り方が僕は疑問だったわけですから、今回スタートするに当たっては、これを評価するというよりも、やはり基本は公が持つんだというポリシーを握りながら、両者連携するようなところを今後進めていただきたいなと思うわけでありませぬ。

それから、魅力発信事業の市制検討業務ですけれども、これもいよいよ予算的にも、項目としてはありませんけれども、実質、市制移行を研究するための予算ですよ、魅力発信事業のアンケート。市制移行を研究すると言ったら言い方が悪いから、市制移行をするかどうかを研究する予算、アンケート600万。そして、議会費の中にも項目としてはっきり出てないけど、費用弁償の中に調査特別委員会を設けて出張旅行する費用が300万ほどついておる、町制90周年事業。

項目として市制移行という表現は一切出てないわけですが、予算の中にはこういうのが盛り込まれていて、先ほどの予算委員長報告の中にも、アンケートについては十分な検討をしてほしいという要望が出ております。私もそう思いますね。

町制90周年というところでちょっと思ったんですが、90年前に府中が村から町になったとき、これ、町史を見ると結構そのときのムードが分かって面白いんですね。昭和11年、当時の村長和多野健蔵、県へ提出した関係書類、町制許可稟議、町制は許可されるとか、そういうものだったんですかね。村民の村を町となす希望状況並びに理由、ただし、村なる名称が直ちに僻陋を、田舎、僻陋を連想しやすく、隔地間商取引、離れた地域間の隔地間商取引に波及することなしとせず、交通至便のため、既設会社として東洋工業株式会社等をはじめとして10社、加えて目下、キリンビール広島工場、敷地買収手続も終了し云々。この際、町昇格は一般の雇用にして。

このところの人口は、約5,000人足らずだったようですけども、結構発展してたし、商工業の声も、村じゃイメージ悪いで、おい、町で。いわゆるイメージ戦略としての町制移行だったというのがよく見えるわけですね。

実際の手続とか条例がちょっと町史に載ってなかったわけですね。

今回も同じようなことが言えるんじゃないかと思えますね。村民が僻陋を、僻陋って要するにど田舎でしょうもないという連想があるというイメージですね。商取引に

波及する。声がやっぱり町民の間から、この当時は村民ですから、上がるような、そういうムードが結構あったというのが分かるわけですね。これも、今回の予算の中にいろいろついてるところを通じて、世論盛り上げ、これが大事だろうなと思うところでもあります。

思いつきばかり言って申し訳ないんですけども、一番腹が立つというか、無念に思うのは、歳入面ですけども、もちろん今回250億円で過去最大。でも、国の地財計画は、確かにプラスで、何か一見喜びそうなんだけれども、防衛費の伸びは、これはもうめちゃくちゃなんですね。過去最大の9兆円規模。しかも、防衛増税も実質始まるわけですよ。復興特別税の一部をこれに振り替えて、それで延長するんだという。

これ、買う武器、兵器は、本当の防衛兵器じゃないんですね。攻撃兵器なんですね、敵地攻撃。トマホークミサイル、シュシュシュと攻めていく兵器をいっぱいアメリカから中古のトマホークを買う。そのために防衛費は過去最大にめちゃくちゃ膨らんで、地財計画のほうはちょびっと膨らんで我々のほうに回ってくる。本当の国民を守るといのは、本当の国民の生活や暮らしを守る防衛力といのは、敵を攻めるミサイルじゃないだろうというのがみんなの感じじゃないでしょうかね。

それで、回ってきたお金が地財計画の地方交付税、あるいは実際の法人町民税とかも増えてるんですけど、それは物価高によるものですけども、増えてるんですけども、国の大本のところから回ってくるお金は実質僕は減っておるといのがしますね。

地方自治体は、国と対等です。いろんなことを、意見を言えることが保障されています。実際、いろんな意見を出しています。今回、そういう提案を私してなくて申し訳ないんですけども、やはりこれからも国のお金の使い道が、結局、私たちの暮らしの防衛費に回ってくるかどうかというところを、意見を出していかないけんのかなかということとは改めて今回過去最大の予算をにらむにつけ、思ったところがあります。

すみません。いろいろ指摘というか、私の意見を含めてですけども、言わせていただいて、今回の一般会計の反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 次に、原案賛成者の討論を行います。

原案に賛成の方。

16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） 16番、二見です。

第6号議案、令和8年度府中町一般会計予算について、賛成の立場から討論をいたします。

以下、西暦で参ります。

2026年度一般会計予算は、対前年度比27億円、率にして12%増で250億円です。25年度は204億円から20億円の増の224億円でした。25年度も過去最高だったわけですが、さらにそれを上回る過去最高となりました。24年度との比較では、204億円から250億円へと、46億円、22.5%という驚異的な伸びを示しています。

歳入ですが、国の地方財政計画によって、これまで以上の財政措置があります。地方交付金が5億6,000万円の増、国庫支出金が5億2,000万円の増、県を経由してやってくる県支出金が5億6,000万円、地方消費税交付金が2億円であります。これに町税5億円増と、財政調整基金からの繰入れ2億1,000万円を加えて大体増えた分27億円になるわけであります。

次に、歳出ですが、評価する事業として6点指摘をいたします。

まず、第1に、平和行政推進事業です。

昨年の被爆80年事業を引き継いで、26年度は平和関連映画の上映をするということです。答弁では、楮山ヒロ子さんの映画ということでしたので、NHKアナウンサーの出山知樹さんが自主制作された映画「ヒロ子の日記」だと思うのですが、ぜひ成功させてほしいと思います。

また、府中町ゆかりのある方で今後紹介してほしい人が2人います。

一人は、桃山にお住まいだった神田三亀男さんで「原爆に夫を奪われてー広島農婦たちの証言」という著書があります。川内村、安佐北区ですが、今は。建物疎開に動員された男たちが帰らぬ人となり、残された女性たちの困苦に満ちた生活史がこの本につづられております。

もう一人は、下岡田官衙遺跡の第1回目の発掘調査に携わった小倉豊文さんです。亡くなった妻に宛てた手紙の形を取った「絶後の記録 広島原子爆弾の手記」は、十数もの言語に訳され、世界初の原爆のルポルタージュとされています。

我が町府中町と平和を結びつけてゆき、町民、とりわけ児童・生徒が戦争と平和に

ついて考えるきっかけとなる取組を継続してほしいと思います。

第2に、役場ロビーをはじめ、町内の公設施設6か所にFree Wi-Fiを設置することです。

2023年12月議会で、役場庁舎について一般質問した際、誰もが利用しやすい庁舎にするためには、1、トイレなどのバリアフリー化、ユニバーサルデザインの採用、2、プライバシーが守られる窓口、3、無料公衆無線LANが必要だと提言しましたが、そのうちの一つが実現してよかったと思います。

第3に、治療に伴う交通費の負担減です。

昨年3月議会で狩野議員が一般質問で取り上げた人工透析者へのタクシー助成ですが、1枚570円掛ける48枚から倍の96枚になりました。同じく昨年3月の議会で金澤議員が一般質問で取り上げた小児慢性特定疾病の治療に必要な県外通院の交通費助成も新たに決まりました。いずれも治療に伴う交通費の負担を軽減する措置として大いに評価をしたいと思います。

付け加えておきたいのは、広島県には子ども専門病院がないということであります。20政令市のある15道府県のうち、子ども専門病院がないのは、京都、新潟、岡山、熊本と広島の5県であります。県内に子ども専門病院があれば、県外へ通院する人はもっと少なくて済みます。1990年代に医療関係者と保護者が子ども専門病院の建設を求めて運動しましたが、広島県も広島市も動きませんでした。

これから少子化がさらに進んでいくので、県も広島市も恐らく子ども専門病院をつくるつもりはないでしょう。今年2月、広島県からの転出者が転入者を上回る転出超過が5年連続で全国最多となったと報じられました。このことには様々な原因があると思いますけれども、この後述べます子どもの医療費助成など、安心して子育てできる環境が他県よりも劣っていることも要因の一つと考えます。

第4に、子どもの医療費助成の前進であります。

昨年の一般会計予算についての討論で、所得制限が4月から撤廃され、24年1月から通院の助成が中学校卒業までに広がったことを評価しつつ、18歳までの医療費助成を速やかに進めていただきたいと要望しましたが、26年度から実現することになりました。

次の課題は、窓口の負担金をなくし、完全無償化にすることであります。広島県は、23市町中、神石高原町を除く22市町で窓口負担があります。しかし、お隣の岡山

県は、27市町村で窓口負担があるのは岡山市だけです。広島県は1つだけしか窓口負担がなくなっていない。岡山県は、窓口負担が残っているのが1つだけと。

こういう違いがなぜ生まれるのかというと、岡山県は、市町村の補助の半分を県が負担をしているからであります。この間、府中町を含め、県内市町は子どもの医療費助成の充実に力を入れてきたと思います。この努力に広島県が応え、岡山県と同じ助成をするべきだと思います。

第5に、消防庁舎仮眠室の個室化であります。

昨年の12月議会で消防庁舎の建て替えを提案する際、新庁舎建設待ちにせず、仮眠室の個室化を早期に実施すべきだと主張しました。26年度で設計予算がつき、27年度に完成予定とのことでした。既に検討は進んでいたのかもしれませんが、早期に実現の運びとなり、大変うれしく思います。

第6に、小・中学校の施設改修です。

エレベーター改修工事、府中北小学校、エレベーター及びスロープ設置、府中緑ヶ丘中学校、運動場トイレ改修、府中小学校、府中中央小学校、府中中学校、府中緑ヶ丘中学校、そして全ての小・中学校の教室の仕切りを設置し、全ての小・中学校の特別教室への空調工事の設計ですけれども、決まりました。

いずれも必要な改修と考えますが、とりわけ特別教室への空調設置は要望が多く、そして強いものでした。議会でもこれまで様々な議員が取り上げてきましたが、実現することになってよかったと思います。

次に、問題があると思われる事業として、一点指摘をしたい。それは、放課後児童クラブの有料化と民間委託であります。

私は、昨年の12月議会で提案された府中町放課後児童クラブ条例の制定について、1、放課後児童クラブを利用する保護者の負担を増やすこと、2、有料化によって保護者の願いは実現しないこと、3、一たび有料化すれば保護者の負担が際限なく増えていく道を開くことなどを挙げて反対をいたしました。残念ながら賛成多数で可決され、6月から月3,000円、8月・4,000円の徴収が始まり、保護者は年間3万6,000円の負担増となります。受益者負担の公平性という名の下に負担増が進められていくことに大きな危惧を覚えるものであります。

民間委託についてですが、これまでずっと町営でやってきたわけです。その一角が崩れることになりました。答弁によると、この事業に手を挙げたのは町内の保育園

1園で、預かる児童は25人ということでした。私は、民間、とりわけ今回応募があったように社会福祉法人であれば、それほど大きな問題はないと考えております。現在の町直営の放課後児童クラブをそのまま維持した上で補足的に社会福祉法人に委ねるといふのならば、それもよしとしたい。

しかし、今、全国で起きているのは、全て民間企業に委ねてしまうという民営化、丸投げであります。ネットで検索すると次々記事が出てきます。群馬県高崎市、岡山県矢掛町、岡山県総社市、京都府久御山町、広島県三次市、兵庫県加古川市、佐賀県佐賀市、このくらいにしておきますけれども、全国各地で放課後児童クラブは民営化されています。

その主流は、今言ったように丸ごと民間企業に委託するやり方であります。そういう中で、職員が大量に辞めるような事態も起きています。労働条件の切下げが起きているわけです。今でさえ、指導員の処遇はよくないのに、さらに下げる、人員体制が整わないので、子どもを預かることに不安、もうこれはやってられないといって辞めていくわけであります。

日経新聞に出ていました記事ですけれども、カラオケで有名なシダックスという企業が学童保育、放課後児童クラブに進出しています。お隣の海田町などもシダックスへの委託であります。

記事にはこうあります。なぜ学童保育なのか、取り組む背景にはカラオケ事業の苦戦がある、成長が見込める分野への事業シフトは急務だった、学童保育、放課後児童クラブに参入するのはこれまで主要な事業だったカラオケがもうからない、学童保育ならば成長が見込める、もうかりそうだからということであります。

ここにあるのは企業の論理であって、全て児童はよい遊び場と文化財を用意され、悪い環境から守られるという児童憲章の考え方、子どもの最善の利益を目指すという子どもの権利条約の考え方はみじんもありません。

府中町は、民営化先進自治体で、これまでごみの収集と学校給食は民間企業に委託し、町内にただ一つの町立保育園は廃止してしまいました。そういう歴史を持つ府中町ですから、放課後児童クラブがいずれ丸ごと民間企業に委託されるのではないかと危惧をしております。

現在の町立の放課後児童クラブは、民間委託することはない、足りない部分を民間で補うという答弁でありましたけれども、今後長きにわたってこの答弁を守っていた

だきたいと思います。

最後に、2025年度までであった物価高騰対策臨時交付金を財源とする補助事業、高齢者福祉施設と障害者福祉施設に対する支援金、保育園、小学校、中学校の給食費への補助、これが2026年度は廃止になりました。

私は、予算特別委員会の質疑でこの補助事業の継続を求めましたが、それに対して町長は、2025年度決算の状況を見ながら、6月議会の補正予算で激変緩和できるような措置、何らかの対応を考えたいと答弁をされました。その決断を大いに評価したいと思います。

保育園などの給食費の補助ですから、乳児の場合は給食費は公定価格に含まれているので、保護者から徴収することができないという事情があります。食材費の物価高騰分を保育園が負担せざるを得なくなり、経営を圧迫することになります。

本来は、政府・厚労省が公定価格を引き上げて対処するということが必要であります。差し当たり乳児に対する町からの補助で手当てをすることが必要だと考えます。特段の配慮をお願いいたします。

以上、問題点や要望も含め、予算についての意見を述べ、賛成討論といたします。

○議長（力山 彰君） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（力山 彰君） 賛成多数でございます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に参ります。

日程第7、第7号議案、令和8年度府中町土地取得特別会計予算について討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、これより採決を行います。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(力山 彰君) 全会一致でございます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第8、第8号議案、令和8年度府中町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

討論ございますか。

賛成ですか、反対ですか。

(「反対です」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 賛成の方はございますか。

では、16番、二見議員。

○16番(二見伸吾君) 16番、二見です。

第8号議案、2026年度府中町国民健康保険特別会計予算に反対の立場から討論いたします。

2025年度に引き続き、国保税が上がります。

昨年と同じモデルケースでは、次のようになっています。

ケース1、夫70歳、妻69歳の2人世帯、世帯の所得は43万円、国保税は7割軽減され、25年度の保険税は年間3万8,800円ですが、26年度は3万9,300円で、引上げ額は500円、引上げ率は1.29%、このケースに該当する世帯の割合は42.3%です。

ケース2、夫42歳、妻40歳の2人世帯、営業所得は150万円、25年度の保険税は年間27万4,200円ですが、26年度は27万9,300円で、引上げ額は5,100円、引上げ率は1.86%、このケースに該当するのは約28.9%です。

ケース3、夫42歳、妻40歳、子どもが10歳と8歳の4人世帯、自営業で営業所得が400万円、25年度の保険税は年間74万8,100円ですが、26年度では75万9,700円で、引上げ額は1万1,600円、引上げ率は1.55%、このケースに該当するのが13%であります。

資産割がなくなりました2024年度と26年度を比べますと、所得割が11.92%から13.92%に、均等割額が4万9,400円から6万

2, 678円に、平等割額が3万2,938円から3万7,607円に上がっています。

国保の被保険者は、65歳から後期高齢者医療制度に移行する74歳までの人が46%を占め、病気になりやすい高齢者が半数近くを占めているという構造的な問題があり、国保加入者の相互の支え合いだけでは支えられないというのが現実であります。

そこに、子ども・子育て支援金制度なるものがやってきます。こども家庭庁のホームページには次のように説明をしております。少子化は、我が国が直面する最大の危機であり、若年人口が急速に減少する2030年代に入るまでがこうした状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点となっています。

このため、政府は、2023年12月に、こども未来戦略加速化プランを策定し、総額36兆円の子ども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。

この財源については、若者などの所得を減らすことがないように、既存の予算を精査し、使い残し等の最大限の活用等を行うほか、医療・介護保険制度の改革等による国や地方自治体の費用負担の節約や子ども・子育て支援金制度により確保することとしています。

何やらいろいろ書いてあるわけでありましてけれども、子ども・子育て支援金制度と。子ども・子育て支援金制度により確保するということではありますが、その財源は医療保険であります。

こども家庭庁のホームページは続いて、次のように言っております。子ども・子育て支援金は、加入する医療保険制度、国民健康保険、後期高齢者医療、被用者保険ごとに保険料が決められ、令和8年4月から医療保険料と合わせて拠出いただきますということですね。

令和8年度の支援金額は、被用者保険は被保険者1人当たり約550円、国民健康保険は1世帯当たり300円、後期高齢者医療制度は被保険者1人当たり約200円と試算しています。何かすごい少ないように感じられるわけですがけれども。

子ども・子育て支援金の原資は、医療保険の保険料に上乗せして確保するということでもあります。御丁寧に、なお、徴収した支援金の使途は全て法律で子育て支援関係に限定されているため、流用はありませんと書かれていましたが、子ども・子育て支援金制度そのものが医療保険の目的外使用、すなわち流用にほかなりません。

保険とは、将来起こるかもしれない危険に対し、予測される事故発生の確率に見合った一定の保険料を加入者が公平に分担し、万一の事故に対して備える相互扶助の精神から生まれた助け合いの制度だと、一般的にこう説明されているわけでありませけれども、こういう保険制度の在り方から全く外れている、全く相互の助け合いでないものをぶっこんで来ているということになるわけです。

また、保険であるならば、支出が仮に減ったとしたらば、それは保険料を下げるか、給付を充実させるかということに使うわけですが、全く違うところに全く保険の事情と関係のない形で支出がされていくということでもあります。本来、税金による所得の再分配として実施すべき施策の財源に保険を求めるのは全く筋違いだというふうに言えます。

子ども・子育て支援金制度が医療保険に組み込まれる26年度は、当町もそうなんですけれども、保険税の上げ幅が少ないんです。去年に比べて全然少ない。それは、何なのかと。それにはわけがある。こども家庭庁のホームページには次のように書かれています。支援金については、社会保障の歳出改革などによる社会保険負担軽減の範囲内で導入することが法定されています。つまり、支出金が新たに付加されますが、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みになっています。実際、令和5年度から令和8年度までの歳出改革等による社会保険負担軽減の効果を計算すると、0.6兆円程度となるため、令和8年度の支援金総額はその範囲内の0.6兆円としています。医療費や介護費が高齢化等の影響で毎年増加していく中で、社会保険料には上昇圧力がかかりますが、少なくとも子育て支援施策に係る支援金の負担は社会保障の歳出改革等で相殺されます。このため、支援金導入に伴う実質的な負担は生じません。

子育て支援施策に係る支援金の負担は、社会保障の歳出改革等で相殺されるというもの、これも全く根拠のない話であります。子育て支援に必要な金額に合わせて社会保障の支出が減るなどということは、あり得ません。子ども・子育て支援金制度が医療保険に組み込まれる初年度に当たって反対の声が大きくなるように、子ども・子育て支援金として必要な額と歳出改革によって捻出する額、これの帳尻を合わせた、負担が増えないかのようにごまかしたただけであります。

また、社会保障の歳出改革というのは、高額療養費やOTC類似薬などの患者負担増によって社会保険料を軽減するということでもあります。社会保障の歳出改革を進め

れば進めるほど、医療は国民から遠くなっていく。国保としての支え合いも危機的な状況にあるのに、そこに目的外の子育て支援を突っ込んでくる。このまま行けば、国保そのものの構造による保険税の引上げと子ども・子育て支援金制度による引上げによって、これまで以上に加速を、スピードを上げて保険負担増が進んでいくことになります。

以上、述べた理由により、2026年度府中町国民健康保険特別会計予算に反対をいたします。

なお、第17号議案、府中町国民健康保険税条例の一部改正についても、同様の理由で反対であることを申し添えます。

以上で終わります。

○議長（力山 彰君） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（力山 彰君） 賛成多数でございます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。再開は、11時15分からいたします。休憩。

（休憩 午前11時06分）

（再開 午前11時15分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

次に参ります。

日程第9、第9号議案、令和8年度府中町介護保険特別会計予算について討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、これより採決を行います。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(力山 彰君) 全会一致でございます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第10、第10号議案、令和8年度府中町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) なければ、これより採決を行います。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(力山 彰君) 全会一致でございます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第11、第11号議案、令和8年度府中町下水道事業会計予算について討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) なければ、これより採決を行います。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(力山 彰君) 全会一致でございます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

ここで、付託された案件は全て終わりましたので、令和8年度予算特別委員会を解散したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。

ここで、令和8年度予算特別委員会の解散に当たり、正副委員長から挨拶をお願いします。

まず、委員長からお願いします。

3 番、安部委員長。

○3 番（安部智恵美君） このたび、思いも寄らず、予算委員長を務めさせていただきました。予算特別委員会の開催に当たり、副委員長並びに委員の皆様の御協力の下、慎重な審査が行われ、日程どおり本日議決に至りましたことに感謝申し上げます。

審査では、委員の皆様から建設的な御意見を多くいただき、充実した予算審議が行われたと考えております。

理事者におかれましては、予算審議で出された多くの意見を十分に参考にしていただき、町民の皆さんが暮らしやすさを実感できるまちづくりを推進していただくことをお願いし、挨拶とさせていただきます。

アイ ラブ フチュウタウン フォーエバー トゥー マッチ、サンキュー。

（拍手）

○議長（力山 彰君） 続きまして、副委員長、お願いします。

6 番、梶川副委員長。

○6 番（梶川三樹夫君） 副委員長を務めさせていただきました梶川でございます。

委員長も初めてということで私もちよっと緊張しておりましたが、非常にスムーズに審議が行われたと思っております。皆さんの御協力のおかげでございます。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（力山 彰君） 正副委員長におかれましては、大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

これをもって、令和8年度予算特別委員会を解散いたします。

（予算特別委員会解散）

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 次に参ります。

日程第12、一般質問を議題に供します。

一般質問は、慣例に従って、総務文教から順を追って通告順に行います。

総務文教関係、第1項、若い世代への平和教育について、2番、橋井議員の質問を行います。

2番、橋井議員。

○2番（橋井 肇君） 2番、橋井です。

若い世代への平和教育についてお伺いをいたします。

広島にとって8月6日は、決して忘れてはならない特別な日であります。80年前のあの日、原子爆弾により、一瞬にして多くの貴い命が奪われ、人間の尊厳が踏みにじられ、今なお後遺症や心の傷に苦しむ方がおられます。

この歴史的事実を風化させないことは、被爆地広島に生きる私たちの使命であります。

しかしながら、被爆者の高齢化は年々進み、被爆体験を直接聞くことのできる機会は確実に少なくなっています。戦争の悲惨さ、核兵器の非人道性を次の世代へどのように継承していくかは、私たちに課せられた重要な責務であります。特に、若い世代に対し、核兵器の脅威や平和の尊さを自分事として考えてもらうためには、節目の日にしかりと学ぶ機会を設けることが重要ではないでしょうか。

令和6年8月6日の平和記念式典にて、寺尾町長は、人類史上最初の原子爆弾による惨禍を経験し、昭和57年3月に広島県内で一番初めに非核宣言を行い、非核都市宣言を全国に広める先駆けとなった府中町は、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を全世界に訴え続けていく必要があります、原子爆弾の犠牲となられた多くの御霊の御冥福をお祈りするとともに、平和への決意を新たに世界恒久平和実現に向け、核兵器廃絶へ向けた取組を続けてまいりますと挨拶をされました。

そこで、府中町における若い世代への平和教育についてお伺いをいたします。

1、現在、府中町における平和教育の取組状況についてお伺いいたします。具体的には、どのような教育プログラムや活動が行われているのでしょうか。

2、平和教育の推進に当たり、学校や地域社会との連携はどのように進められていますか。また、今後の連携強化の方針についてもお聞かせください。

3、平和教育を通じて子どもたちにどのような価値観や意識を学んでほしいと考えていますか。

4、平和教育の充実に向け、今後の具体的な施策や予算配分についての計画があれば教えてください。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（屋敷 学君） 教育部長です。

2番、橋井議員からの一般質問、若い世代への平和教育についてに答弁いたします。

1点目の御質問、府中町における平和教育の取組状況、どのような教育プログラムや活動が行われているのかについてですが、町内の小・中学校では、学習指導要領に基づき、社会科や総合的な学習の時間、特別活動などにおいて、児童・生徒や地域の実情に応じた教育活動を実施しているところです。

具体的には、広島市の平和記念公園・広島平和資料館での校外学習、地域の方や被爆者、被爆体験伝承者の方をゲストティーチャーとして学校に招いての学習や、ボランティアの方による平和に関する本の読み聞かせ、また8月6日の府中町原爆死没者慰霊式並びに平和記念式では、各校の児童会や生徒会が中心となって作成した千羽鶴を奉獻し、生徒会代表が平和へのメッセージを発信するなど、児童・生徒の発達段階に応じ、平和について学び、伝え、共に考える活動を行っています。

次に、2点目の御質問、平和教育の推進に当たり、学校・地域社会との連携はどのように進められているのか、また今後の連携強化の方針はについてと、4点目の御質問、平和教育の充実に向けて、今後の具体的な施策や予算配分についての計画については、互いに関連していますので、併せて答弁いたします。

まず、2点目の御質問のうち、学校・地域社会との連携についてですが、被爆体験者の話を聞くなど、家庭・地域の方との関わりを通じて平和について学ぶ機会を設けています。地域の方からも、平和について話ができるよとお声をかけていただいております。大変感謝しているところです。

次に、2点目の御質問のうち、今後の連携強化の方針と4点目の御質問、今後の具体的な施策についてですが、町教育委員会では、現在策定中の第5次総合計画及び第3次教育振興基本計画の基本施策の一つに、学校を中心としたコミュニティーの輪を広げ、学校、家庭、地域が連携・協働することで子どもたちの学びの場である学校を中心に、地域でつながり、関わり、協力し、共感し、成長するといった方向性を目指した様々な取組を展開することとしています。

こういった取組の中で、平和に関する活動や、戦争、被爆体験の伝承に携わっておられる方を含め、さらに地域と学校の連携を深め、進めていきたいと考えています。

次に、4点目の御質問のうち、予算配分についての計画についてですが、今年度は

特に被爆80年事業として予算化されたことにより、この事業の中で広島平和文化センター元理事長のスティーブン・リーパー氏を招いての平和トークイベントの開催や、保護者や地域に平和の尊さをつないでいくための横断幕の作成等を行ったところです。

教育委員会としては、平和に関する学習を含め、各校が行う教育活動に必要な予算については、関係各課と協議し、引き続き確保に努めていきたいと考えております。

最後に、3点目の御質問、平和教育を通じて子どもたちにどのような価値観や意義を学んでほしいと考えているかについてです。

現在、世界各地で紛争が続いています。また、核弾頭数の増強方針への懸念も高まっています。

紛争は、私たちの生活や未来を奪います。紛争や原爆の歴史など、平和に関する学習を通じて、違う考え、文化を尊重する態度、意識を育むとともに、平和の尊さを自分事として捉え、そのために自分たちに何ができるかを考え、学びを自分の生き方、生活に生かしていこうとする力、意識を育んでほしいと切に願っております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問、ございますか。

2番、橋井議員。

○2番（橋井 肇君） 2番、橋井です。

御丁寧にありがとうございました。

現在の平和教育の取組、今後の地域との連携などについて、御丁寧に御答弁をいただき、ありがとうございます。引き続き、平和教育のために必要な予算をしっかりと確保していただくようお願いいたします。

被爆の記憶を継承する取組は、年々重要性を増しております。私は、今後の取組として、8月6日を登校日と位置づけ、町内の児童・生徒が学校で黙禱をささげ、被爆体験の講話や映像視聴、平和学習を行う機会を設けてはどうかと考えます。

夏休み期間中である8月6日を登校日とすることは、特別な意義があります。8月6日は、単なる一日ではなく、広島にとって特別な意味を持つ日です。被爆者の高齢化が進む中、被爆体験を風化させない取組が求められており、広島市内の小学校では、8月6日やその前後の日を登校日として平和教育を実施しています。

また、長崎県では、原爆が投下された8月9日を県民祈りの日として、多くの学校で平和教育担当者を位置づけるとともに、長崎市のみならず、全ての公立小・中・高

が8月9日やその前後の日を登校日として平和学習を実施しています。

さらに、長崎県の教育振興基本計画の成果指標として、戦争の悲惨さや平和の尊さについて理解を深めている児童・生徒の割合を100%にすることを成果指標として掲げ、この目標は毎年おおむね達成をされています。

世界では依然として核兵器が存在し、国際情勢も不安定さを増しています。核抑止に依存する現実の中であっても、核兵器の非人道性を訴え続けることは決して無力ではありません。むしろ未来を担う世代が平和の価値を理解することこそが最も力強い平和構築への一歩であります。

だからこそ、被爆地広島に暮らす私たちの町の子どもたちが同じ時間に祈り、平和の尊さを学び、理解することには大きな意義があると考えますが、8月6日を登校日とすることについて、教育委員会としてどのようなお考えか、所見をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 答弁。

学校教育課長兼職次長。

○教育次長兼学校教育課長（宍田 貴君） 学校教育課長兼職次長です。

2番、橋井議員からの2回目の御質問に答弁いたします。

議員御指摘のように、特別な日である8月6日を登校日とすることにも一定の意義はあるものと認識しておりますが、8月6日は、町の府中町原爆死没者慰霊式並びに平和記念式、広島市平和記念公園での平和記念式典をはじめ、地域でも様々な平和を考えるイベントが開催され、各メディアからも平和について考える特集など、様々なコンテンツが提供されます。そして、8月6日は、御親族の命日という御家庭もまだまだあります。

また、近年の酷暑の中、子どもたちをその日に登校させることに対する健康上の課題、教職員の働き方改革との関係、週休日と重なったときの対応、さらには学校施設の点検や改修、修繕を行う上で、夏季休業期間は大変貴重なまとまった期間になることなど、多くの課題もございます。

こういったことから、教育委員会としては、毎年8月6日を登校日とすることは考えておらず、そういった日に児童・生徒がそれぞれの家庭や地域で御家族や友人などと共にしっかりと平和の尊さについて考え、行動することができるよう、引き続き各校が実施する様々な教育活動を支援していきたいと考えております。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問ございますか。

2番、橋井議員。

○2番（橋井 肇君） 2番、橋井です。

教育委員会におかれましては、様々な観点から検討を重ねられた上で、現時点では8月6日を登校日としないとの判断を示されたものと受け止めております。まずは、その御努力の敬意を表します。

その上で、やはり広島市に隣接し、共にあの惨禍を経験した本町において8月6日が持つ歴史的・教育的意義は極めて大きいものがあると改めて申し上げます。

8月6日は、広島に生きる私たちにとって特別な意味を持つ日であり、次世代に平和の尊さを継承していく重要な機会であります。

本町の子どもたちにとってもその意義は決して小さくないと考えております。

先ほど紹介した広島市や長崎県での取組もぜひ参考に、登校日とするか否かという二者択一ではなく、例えば半日登校や学年別の取組、オンラインの活用など、多様な方法の可能性についても継続的に検討を行っていただくこと、そして子どもたちの未来のために町全体で平和教育の在り方を共に考えていく姿勢を大切にいただくことの2点を要望し、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 続いて、総務文教関係、第2項、府中町の技術系職員の人材確保について、5番、松本議員の質問を行います。

5番、松本議員。

○5番（松本真明君） 5番、松本でございます。

私は、府中町の技術系職員の人材確保についてお尋ねしたいと思います。

近年、民間企業の採用意欲が高まり、いわゆる求職者優位の売手市場が続いています。厚生労働省と文部科学省が2025年3月に発表した大学等の2025年3月卒業予定者の就職内定状況によると、大学生の就職内定率は92.6%で、前年同期の結果を1.0ポイント上回り、同時点での調査開始1990年度以降での最高を記録し、大学生の就職内定率は、新型コロナウイルスの影響が及んだ2021年3月卒業予定者のときに89.5%と90%を割り込んでおりましたが、その後、4年連続で上昇しております。

一方で、自治体全体における採用側の視点で見ると、総務省の調査資料、地方

公務員における働き方改革に係る状況、令和6年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果の概要によると、競争試験の状況においては、受験者数は低下、合格者は増加傾向と、競争率について減少傾向が見られております。質の確保という面では課題が残る傾向かと思われれます。

また、総務省調査、人材確保に係る自治体の課題認識によると、主に3つの職種、1、土木技師、2、保健師、3、建築技師に関しては、それぞれの人材体制確保に関して大きな課題があると答える割合が大きく、今後も売手市場が続いた場合、技術系職員は全国の自治体で採用が困難となる傾向が高止まりする可能性が高いと考えられます。

やはり自治体においては、道路や河川などインフラの整備や維持管理、近年の課題である災害時の復旧計画策定などハードの行政サービスを担う人材の継続的な確保は、今後も府中町において大切であると考えております。

土木建築など専門的な知識は、短期間での習得が難しく、特に技術系職員においては、経験工学と言われるほど現場の経験が非常に重要となり、今後の人材確保においては、新卒・中途採用を問わない柔軟な採用活動の運用が今後の人口減少下における人材確保の手段において重要であると考えますが、現状の府中町の技術系職員の採用活動の実情と近年の傾向について伺います。

○議長（力山 彰君） 答弁。

総務企画部長。

○総務企画部長（谷口充寿君） 総務企画部長です。

5番、松本議員からの一般質問、府中町の技術系職員の人材確保についてに答弁いたします。

まず、府中町における土木・建築等の技術系職員の採用についてでございますが、専門性が高く、短期間での育成が困難であることから、計画的な人材確保に努めているところでございます。

平成28年度から令和7年度までの過去10年間の採用状況は、職種ごとに1名から3名で、年度によりばらつきがあるものの、近年は、応募者数自体が減少傾向にあり、特に土木・建築の専門職については、受験者が少数にとどまる年度や募集を行っても採用に至らなかった年度も見受けられる状況となっております。

背景といたしましては、全国的な技術職志望者の減少、民間企業との人材獲得競争

の激化、さらには人口減少の進行などが影響しているものと認識しているところでございます。

こうした状況を踏まえ、本町では、従来の新卒中心の採用に加え、社会人経験者を対象とした中途採用枠の設定や年齢要件の緩和、広島県が実施している土木職の合同採用試験への参加など、柔軟な採用手法の導入を進めているところでございます。

技術系職員は、議員御指摘のとおり、経験工学と言われるほど現場経験が重要であり、一定の年数をかけた人材育成が不可欠であります。そのため、採用と併せて若手職員の計画的な育成や技術継承の仕組みづくり、再任用職員や会計年度任用職員の活用など、多角的な人材確保・人材育成策を講じていく必要があると認識しているところでございます。

今後におきましても、人口減少社会における人材確保の厳しさを踏まえ、新卒・中途を問わない柔軟な採用活動の運用を一層推進するとともに、働きやすい職場環境の整備や技術力向上の支援を通じて安定的な技術系職員の確保に努めてまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

5番、松本議員。

○5番（松本真明君） 5番、松本。

御答弁ありがとうございます。

やはり今後の採用に関しては、景気の変動があるにせよ、若年層の需給を考えるとある程度思い切った方針を打ち出す必要があるかもしれません。

例えば給与面、正直、若い世代に関しては民間と比べ全く勝負になりません。先日には、千葉県我孫子市において令和8年度から土木系技術職向けに初任給調整手当を新設すると発表いたしました。民間企業並みに初任給を引き上げることで人材確保を急ぐのが理由のようで、3月定例市議会に条例改正案を提出するようです。人口13万人ほどのベッドタウンで、面積43.15平方キロメートルの、府中町と比較するには適正ではないかもしれませんが、一つの参考になるかと思えます。

また、採用の方法に関しては、募集の間口を広げることに加え、民間のようなインターンシップ制度、仕事内容を理解するきっかけづくりも非常に重要かと思えます。

ちなみにですが、隣接する広島市においては、技術系職員というくくりではありませんが、広島市役所への就職を希望・検討している学生を対象にインターンシップを

開催しており、我が府中町においてもこのような取組は就職後のギャップを緩和するのにも非常に有効であると考えます。

それに加え、技術系職員に関して即戦力という点では、中途採用も非常に重要であると考えます。むしろ今後の若年層の絶対数の減少を考えますと、新卒にこだわらず、積極的に中途採用を受け入れる仕組みづくりを軸として考えてよいかもしれません。

中途採用を行うに当たっては、公務員を選択肢として考えていない方にも目に入るように、民間の転職サイトへの掲載なども必要となってくるかもしれませんし、この辺は少々自治体のスケール感にもよるかと思います。

これらを踏まえまして、府中町において、今後、府中町の技術系職員の人材確保に関してどのような方策を考えておられるのか、教えていただきたいと思っています。

○議長（力山 彰君） 答弁。

職員課長。

○総務企画部次長兼職員課長（岩崎雅男君） 職員課長兼職次長です。

5番、松本議員からの2回目の御質問、今後の技術系職員の人材確保策について答弁いたします。

まず、採用の間口を広げることに加え、仕事内容を事前に理解していただく機会を設けることの重要性につきましては、議員御指摘のとおりであると認識しております。

隣接する広島市においては、広島市役所への就職を希望・検討している学生を対象としたインターンシップが実施されているとのことですが、府中町におきましても就職後のミスマッチの防止や職務理解の促進という観点から、技術系職種を含めたインターンシップや職場体験の充実について今後検討してまいります。

特に、技術系職員につきましては、現場での経験が重要であることから、在学中の段階で実際の業務内容や職場環境を知っていただくことは、志望動機の醸成や定着率の向上にもつながるものと考えます。

また、即戦力の確保という観点からは、中途採用の積極的な活用は極めて重要であると認識しております。今後、若年層人口の減少が見込まれる中、新卒採用のみに依拠することは難しく、社会人経験者の採用をより一層推進していく必要があると考えております。

そのため、これまでも実施してまいりました社会人経験者枠の設定に加え、募集時期や年齢要件の柔軟化、選考方法の見直しなど、受験しやすい環境整備を検討してい

るところでございます。

その具体的な取組の一つとして、府中町では、令和7年度から採用プラットフォームサービス、パブリックコネクトを導入いたしました。

パブリックコネクトは、自治体に特化した採用情報発信・応募管理システムでありまして、職種ごとの業務内容や先輩職員インタビューの掲載、写真や記事による仕事内容の見える化、求職者が会員登録を行い、自治体をフォローすることで最新情報を受け取ることができる仕組みといった広報機能に加え、インターネットによる受験申込み、応募者情報の一元管理、試験日程や連絡事項のメッセージ通知、合否結果の通知など、応募から合格通知までを一元的に管理できる仕組みを備えております。

このような仕組みの導入により、応募者にとっての利便性が向上し、受験しやすい環境づくりにつながるものと考えております。また、民間企業等で勤務されている方にも情報が届きやすくなり、中途採用の強化にも資するものであるというふうに考えております。

今後におきましては、新卒・中途を問わない柔軟な採用活動の展開、インターンシップ等による職務理解の促進、即戦力人材の確保、そして計画的な人材育成を柱として持続可能な技術職員体制の構築に努めてまいります。

なお、御紹介のありました他自治体における土木系技術職向けの初任給調整手当につきましては、今後の課題として受け止めさせていただき、調査・研究を進めてまいります。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問、ございますか。

5番、松本議員。

○5番（松本真明君） 5番、松本。

御答弁ありがとうございました。前向きな答弁をいただき、大変うれしく思います。

私が思うことは、自治体の技術系職員は、地域の道路や河川、公共施設の整備を通じ、身近な生活を支える、誰かがやらなければいけない本当に大切な仕事でございます。その魅力と意義というものに加え、待遇のバランスを考慮していただき、府中町の持続可能なインフラ整備・維持のために人材を維持していただくことを願いまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第2項、府中町の技術系職員の人材確保について、

5番、松本議員の質問を終わります。

ここで、少し早いですが、昼休憩に入ります。午後、13時から再開いたします。  
休憩。

(休憩 午前11時51分)

(再開 午後1時00分)

○副議長（森本将文君） 議長を交代しました。

休憩中の議会を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

総務文教関係、第3項、下岡田官衙遺跡の今後の活用と保存は、6番、梶川議員、  
下岡田官衙遺跡の保存・活用計画、15番、田中議員の質問を行います。

6番、梶川議員。

○6番（梶川三樹夫君） 下岡田官衙遺跡が国の史跡になって、もはや5年目を迎えようとしております。

そこで質問いたします。

下岡田官衙遺跡の今後の活用と保存は。

質問趣旨でございます。

令和3年3月26日、下岡田官衙遺跡が国史跡に指定されて5年を迎えようとしています。

この遺跡は、奈良時代に国によって設置された安芸駅家である可能性が極めて高い遺跡で、古代山陽道の学史的な意義が大きく、重要なものとされています。

町は、これまで地域の人たちの理解と関心を深めるため、毎年解説講座を開いたり、小・中学生には教材の充実を図るなど、遺跡の価値への理解とその伝承のため、努力をされてきたと思います。

そこで、今後の遺跡の活用と保存の計画についてお聞きいたします。

1つ、今後の取得計画と見通しは。

2つ目、見学に来られる人の駐車場は確保できないか。県外からもいろいろ来られていますけども、駐車場がないために非常に不便に思われている方も多いと聞いております。

3番目、遺跡の説明看板を大きくして内容を詳しくすることはできないか。

4番目、今後、広島県と連携を図り、下岡田官衙遺跡の価値を共に学び、広めていきたいと思いますが、どうでしょうか。

要求資料として、遺跡指定された範囲と取得済みの範囲の図面を頂いております。参考にしてください。

○副議長（森本将文君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 田中伸武です。

梶川議員と事前に示し合わせたわけではありませんので、質問内容にダブリやそうでないところ、行き違い、行き違いと言ったらおかしいですね、若干そご、そごもあっちゃいけんか、ちょっとダブリがあることをお許してください。

私の質問は、ほぼ同じなんですけれども、述べさせていただきます。

下岡田遺跡は、この3月で国の史跡指定から満5年、そして町教委が保存活用計画を策定してから満2年になります。この間に国の補助を受けて、用地の公有化、買収が進められていますが、現場で目に見える変化というのはないわけですよ。現地の説明看板も、史跡指定の後にちょっとやり替えたんですけれども、国の史跡になったという明確な表現がないために、訪れた人は何が何だか分からない、行ってみると空き地がただ広がっているだけ。悪く言うんですけども、府中最大がっかりじゃないかとも言われるわけで、ちょっと残念な状態がここ5年続いておるわけですね。

遺跡の価値は、言うまでもありません。律令時代の官道の人馬、人と馬の中継所、駅家ですけれども、その可能性が極めて高いということですから、全国でもはっきり遺跡として出てきて指定されているのは、兵庫県上郡町の野磨駅家遺跡とこの府中のこの2か所しかないんですよ。奈良の都と大宰府を結ぶ最大の道路であり、情報であり、高速ハイウエーであった中で2つしかない。

さらに、府中の場合、安芸の国府の国衙、今でいうと県庁ということになるんですけども、その一部であったかもしれないなんて話がついこの間も、奈良埋文センターの方が来られて、うん、その説は別に否定できませんよみたいな話をして、そういった話もまた広がるわけであります。

礎石、どういう遺跡だったか目には見えないんですけども、礎石がきちっと出てきた建物が2棟もある。ほかにも幾つかの建物の跡や、石の並んだ溝だとか井戸とかが見つかって、全部、今埋め戻されておるわけですから、出てきた瓦の量も相当あるし、土器や木片、木簡まで多数出てきたと。

府中公民館に併設された歴史民俗資料館に一部が展示されて、皆さんの興味を引いて学習になっておるわけですね。

そんな中で昨年から史跡指定地の隣接地で宅地開発が始まっております。土地がかさ上げされて、造成があって、アパートが建設中。こちらのほうはよく見えるわけですよ。業者が看板を立てて、訪れた人にこんなことができるよなんて示している。肝腎の史跡指定のほうは何が何やら分からんけど、アパートだけは、ど真ん中でアパートだけはこういうことができるよというのが分かっておるといって、ちょっと不思議な状態なわけですね。

この隣接地は、指定地ではないんですけれども、遺跡の中にあるところでありますから、いわゆる周知の埋蔵文化財包蔵地ということで、遺跡の一部にあることには間違いのないわけですね。

ちょうど駅家跡だった場合の建物の並びからいうと、奥の建物、正面の建物、それに控える脇の建物という並びになる、そのど真ん中の辺りに今回造成が進んでおるわけでありますね。

そういう状態でありますから、今どうなっておるんかね、どういう状況なんかね、住民からも分からんねという声を聞いて、よく質問が出るわけですし、歴史学や考古学の関係者からも町教委に相次いで意見や質問や申入れがなされているところであります。一部は新聞でも報じられたところであります。

そこでお尋ねであります。

保存活用計画、2年前に定めた保存活用計画の進捗。

それから、こういう時代になったら計画の変更があるんじゃないかと。どうなっているか。

用地の公有化は着々のようですが、どう進んでいるのか。

それと、計画のスケジュールが今後どう変更されるのか。これについてでありますね。

先ほど言ったアパートが建っている隣接地というのは、将来は買収できるかもしれない、公有化できるかもしれないということを念頭に2年前の保存活用計画は策定しているわけでありますから、今回ちょっと可能性がなくなるということで計画もちょっと変更せにゃいけないんじゃないかと、実際することになるんじゃないかということでありますね。

スケジュールの中には、暫定的な整備という言い方もしてあるわけでありますから、この辺もどうなっているのか、お伺いするところであります。

それから、2番目の質問は、そういう開発が行われる前に、それを見越して、その土地の下で試掘調査が行われているわけですが。試掘、試し掘りですよ。本格的な発掘調査ではないので、報告書や、きちっとした報告書、作られないということですから、試掘はどうだったのか。

そして、それ以外にも本年度は調査が行われている。レーザー探査という方法のようですけれども、こういったものが今どうなっておるのか、お伺いいたします。

調査報告書がまとまる直前の第2次調査、国の史跡指定がされた後で行われた調査ですら、大きなものが出てきているんですね。今、瓦ですけれども、30センチ掛ける22センチ掛ける6センチの結構大きい瓦、重さが5.7キロある。ずっしりと重い。解説の講座のときにちょっと展示されて、どうかと行って重たいのを持たせたりしたこともあるようですが、こんなのが国の史跡指定を受けた後の調査ですら出てきておると。まだまだ掘れば出てきておるといふ、そんな感じじゃないでしょうかね。

この瓦が出てきたのは、幸い役場関係者の地主の土地だったので、発掘に協力的だったということによかったなと思うわけですが、こういう近年の調査でもいろいろ期待が出てきておるといふわけです。どういう最近の調査成果があったのかをお伺いいたします。

それから、3番目は、先ほども言いましたけども、考古学団体などの申入れと対応についてであります。

宅地開発が目に見えるようになって、やっぱり考古学や歴史学の関係者、全国から町教委や県や文化庁に対して相次いで意見というか申入れが行われていると伺っております。

日本考古学協会が昨年9月25日付で町教委と町と、それから県教委と県、それから文化庁に出した広島県安芸郡府中町下岡田遺跡の保存・活用に関する要望書というのは、これは新聞でも紹介されましたね、中国新聞でも。このほか、文化財保存全国協議会、芸備地方史研究会、ひろしま文化財研究者有志の会などが町教委に申入れをされたとウェブサイトなどで公表されているわけですね。

いずれも、下岡田遺跡の歴史的価値、その重要性を指摘して、これをきちっとスタッフなんか体制を整えて未指定地を含めた遺跡の保存・活用を考えてねという、そう

いう内容のものだったと伺うわけですが、町教委はどうそれをお聞きして対応、回答もされたのか、改めてお伺いいたします。

それから、4番目の質問は、暫定整備や今後のスケジュールの話ですね。

最初に触れましたように、開発行為があったために今後のスケジュールも変更して変えなきゃいけない。ただ、今までの保存活用計画だと本格的な整備計画は10年後に、10年以上、大分先に行われることになっておるわけですが、これが早まることになるわけですね。けがの功名という言い方はおかしいんですけども、スケジュール自体は一部の土地を諦めることによってやり直すということで、本格的な整備が早まるということになるんじゃないかと思うわけですが、それをどうお考えになるでしょうか。

そして、その間の暫定整備ですね。

梶川議員も指摘されましたけども、やっぱり5年たっておるわけですから、この間、目に見えるものが欲しい。説明板や案内板、あるいはちょっとした休憩所も含めてでしょうけども、まさに暫定的なものはやはり要るんじゃないかということですね。

保存活用計画の中には暫定的な整備について写真入りで事例まで示されておりますね。空き缶やロープで遺跡のあった場所を運動会の際のライン引きのように示すと。そういう暫定的な方法で見えるような形、遺跡が分かるような。

岐阜県関市の塚原遺跡、あるいは大分市の大友氏遺跡、こんな暫定措置をやっているとありますよというのをわざわざ保存活用計画の中に口絵入りで載っけるとわけですね。植木鉢ひっくり返して置いておるだけでも分かるじゃない、そんなものいいんじゃないのということですが、ここら辺も考えるべきじゃないかと思うわけがあります。

以上、下岡田遺跡に関しては、多くの方が何度も質問しておりますけども、やっぱり状況に変化がある中で今後どうするかということについてのお尋ねであります。よろしく申し上げます。

○副議長（森本将文君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（屋敷 学君） 教育部長です。

6番、梶川議員の一般質問、下岡田官衙遺跡の今後の活用と保存はについて、15番、田中議員の一般質問、下岡田官衙遺跡の保存活用計画について、答弁いたし

ます。

まず、梶川議員の1点目の御質問、今後の取得計画と見通しはと、田中議員の1点目の御質問、保存活用計画の進捗状況と変更の内容についてです。

史跡指定地の用地取得状況ですが、要求資料の遺跡指定された範囲と取得済みの範囲の図面を御覧いただければと思います。

石井城2丁目内の線で囲んだ部分が史跡指定地の範囲です。範囲内には①から④まで4名の土地所有者がおられます。そのうち、令和6年度に①の部分を取得し、令和7年度に②の部分の土地を取得いたします。今後は、令和9年度に③の部分の土地を取得する予定です。④につきましては、現在は、土地の南側にありますアパートの進入路であるとともに、入居者の駐車場になっていることから、当面の取得予定はございません。

これに伴いまして、保存活用計画の策定時は、令和12年度まで公有化の期間を取り、令和14年度、15年度で整備基本計画を策定するものでしたが、令和9年度に取得できる土地の公有化が一旦は完了する予定であることから、令和10年度、11年度の2年間で整備基本計画を前倒しで策定することにしております。

次に、田中議員の2点目の御質問、計画策定後の試掘や最近の調査の内容、成果についてです。

令和6年2月に、史跡指定地の隣接地においてアパート建設に伴う試掘調査を実施しております。該当地は、史跡指定地と同様に下岡田遺跡の中心部に位置しており、昭和38年に実施された第1次下岡田官衙遺跡発掘調査では、瓦ぶき礎石建物跡や石列遺構が確認されている場所でございます。

今回の試掘調査では、瓦ぶき礎石建物跡の一部、石列遺構の一部、第1次調査の未調査部分の3か所を調査いたしました。その結果、瓦ぶき礎石建物跡の一部では、地表から約1.4メートルから1.8メートルの深さで礎石を確認し、石列遺構の一部では、地表から約0.7メートルから0.9メートルの深さで石列遺構の一部を確認しております。第1次調査の未調査部分では、地表から約1メートルの位置で瓦や陶器の破片を含む石の集積と、礎石と推定される大きな石を確認しております。

これらの試掘調査結果や過去の発掘調査記録を踏まえ、アパート建設に当たり、広島県教育委員会の指導の下、建築業者とも協議を重ね、遺構に影響が及ばない建築計画が策定されています。建築工事の際には、町教育委員会により、工事立会を行う予

定となっています。

また、別の調査として、先月、令和6年度に公有化した史跡指定地の未調査部分について、地中レーダー探査を実施しました。これは、今後の発掘調査に向けた事前調査として、遺構の存在が想定される箇所を把握し、発掘調査範囲の検討を行うためのものです。現在、取得したデータの解析を進めており、今月中には結果が出る予定となっております。

次に、田中議員の3点目の御質問、考古学関係団体などの申入れと対応についてです。

考古学関係団体からは、主に、下岡田遺跡の保存・活用に関する要望としまして、日本考古学協会など4つの考古学団体から要望書が届いております。

主な要望は2つありまして、1つ目は、保存活用計画に基づき、計画した事業を確実に実施するとともに、未指定地を含む遺跡全体を保存・活用するための具体的な計画を策定し、周辺一帯のまちづくりに生かしていくこと。

2つ目は、地域に根差した遺跡の保存・活用施策が長期的展望の下で計画的に実施できるよう、専門職員の配置を含む行政組織の整備・拡充を進めることとの内容でした。

1つ目の要望については、保存活用計画に基づき、計画的に諸事業を実施していること、また史跡指定地以外にも本質的価値を有する遺構等が広がる地域も活用に係る範囲として一体的に活用を図る予定の旨、回答しております。

また、2つ目の要望につきましては、埋蔵文化財に関する専門知識を有する職員を埋蔵文化財担当職員、学芸員として任用している旨の回答をしております。

次に、梶川議員の2点目の御質問、駐車場は確保できないか、3点目の御質問、説明看板を大きくし、内容を詳しくすることはできないか、田中議員の4点目の御質問、今後のスケジュール見通し、暫定整備、解説看板などの工夫についてです。

今後のスケジュールにつきましては、第5次総合計画の期間中に、史跡の公有化を進めるとともに、整備基本計画を策定し、国の補助金を活用することで史跡の整備や保存・活用に必要な施策に計画的に取り組んでまいります。

駐車場の確保及び説明看板につきましても、史跡の保存を最優先としつつ、整備基本計画の中で検討してまいります。

なお、遺跡の説明看板につきましては、図面、イラスト、写真やVRなどを活用し、

視覚的にも分かりやすい構成にするとともに、史跡の価値や特徴を明確に示すことができるように改修したいと考えております。

最後に、梶川議員の4点目の御質問、今後、広島県と連携を図り、下岡田官衙遺跡の価値を共に学び、広めていただきたいと思うがどうかについてです。

本遺跡につきましては、広島県の施設と連携した情報発信が行われています。福山市の広島県立歴史博物館では、常設展示の中で下岡田遺跡出土の軒丸瓦などが展示されており、また三次市の広島県立歴史民俗資料館の特別企画展におきましても、本遺跡のコーナーが設けられ、出土した瓦などが展示されました。

さらに、府中町歴史民俗資料館の企画展におきましても、広島県内の官衙遺跡の出土品を併せて展示するなど、遺跡の歴史的な位置づけや古代の技術について理解を深めていただく取組を行っているところです。

今後も、各施設での展示、講演会や歴史講座の開催などを通して、遺跡の価値を共に学び、広く発信していく取組を進めてまいります。

令和3年、下岡田官衙遺跡が国史跡に指定されてから間もなく5年が経過いたします。その間、本遺跡の適切な保存と活用を図るための基本方針として、令和6年に保存活用計画の策定を行い、計画に沿って史跡の保存のために土地の公有化を進めてきました。

また、令和4年から、国史跡指定記念シンポジウムを開催し、それ以降、年に一度は本遺跡に関する講演会等を開催し、周知・啓発に努めております。

今後も、本史跡に理解を深め、確実に次世代へ継承するため、その活用、整備に向けた取組を進めてまいります。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○副議長（森本将文君） 2回目の質問はございますか。

6番、梶川議員。

○6番（梶川三樹夫君） 答弁、ありがとうございます。

下岡田官衙遺跡の公有化は、一部残念な範囲もありましたが、令和9年度に一旦は完了する予定であることから、10年度、11年度の2年間で整備基本計画を前倒して策定するということなので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、下岡田官衙遺跡に関心のある方々が、町内はもとより、遠方からも来られていると聞いております。歴史民俗資料館を見て、いざ現地に行こうとしても駐車場が

ないために歩いていくかタクシーを呼んでいくかしかないのが現状であると思います。駐車場が確保できる場所を整備して、説明看板も、答弁にあったように、図面、イラスト、写真やVRなどを活用して視覚的にも分かりやすいものにしていただきたいと思います。

また、先月28日、ふるさと再発見講座があり、府中町の歴史に興味を持っておられる方々が満席で学んでおられましたが、同じ時間に、同じ日の同じ時間に広島市の東区民センターでも国史跡下岡田遺跡を考える会が開催されており、これらが連携できれば両方に行って学べたのにと残念がっておられました。なかなか連携することは難しいかもしれませんが、もし情報が入れば、日時等に配慮していただければと願っています。

今後とも、広島県や各研究機関との連携を図り、この遺跡の価値や特徴を広め、この遺跡をまちづくりに活用していただくことを期待して、私の質問を終わります。

以上、要望です。

○副議長（森本将文君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 私も再質問に当たって、幾つかの課題は指摘させていただくことで再質問とさせていただきたいと思います。

御答弁にはあんまり詳しくありませんでしたけども、アパート建設に当たっては、県教委とか文化庁とか、そういった関係者も現地を訪れたと伺っております。県も開発許可を出すに当たっては、そのアパートの基礎の構造とか設計とか、これはかなり詳しく業者と交渉して、その下の文化財に当たらんように、基礎くい場所も何センチ単位になるんでしょうか、いろいろ交渉されて御苦労があったとお聞きしております。そうした努力には、町、県、文化庁、敬意を表したいと思います。

それで、御答弁にありました、最初に伺った公有化の進捗状況、買収の進捗状況ですね。図面の①、②と言ってもちょっとここの傍聴者や町民には分かりにくいんじゃないかと思いますが、要するに指定地が3,600平米あって、令和6年度の予算のうちの1億4,800万で1,800平米を公有化した、一番広いところですね。元農協の貸し農園があったとか。つまり3,600平米の半分を公有化したと。

そして、本年度中に残りのうちの、これはあそこの農道、岡田農道の碑が建っておるすぐへりの辺りのアパートが建ってないほうということになるわけですが、これ、500平米近く、これがざっと3,000万円で、本年度中、だから今月もう

あと何日しかないわけですね。公有化されると。

そうすると、全体で指定地の6割ちょっとぐらいが1億、2億円近くのところでは公有化されたということになるんじゃないかと思います。公有化については、非常に計画どおりといいますか、着々と進んでいるのでよく分かると思いますが、それが全く町民には見えてない。そういうところも説明が要るような気がいたしますが、着々と進んでいると思います。

それから、試掘の結果、さっき御答弁いただきましたけど、僕も若干聞いておるわけですが、すごいですね。試し掘り、試掘という簡単な調査でありながら礎石を確保しておる。確保というか、確認しておる。その確認した礎石は、これもまた分かりにくいんじゃないけども、脇殿のもう片方の部分の端っこじゃないかと素人目にはというか、学者もその可能性があると見ているらしいですけれども、見るわけですね。

だから、多くの建物、メインの正殿、そしてその下に2つ控える脇の脇殿2つ、この片っ方の脇殿のほうが今まで痕跡なかったのに、礎石が、しかも試掘で出てきた。残念ながら、その上がアパートの敷地になって埋め戻しておるわけですけれども、これ、新聞の見出し風に言うと「もう一つの脇殿の礎石か、駅家の規模裏づけの大発見？」ぐらいの見出しになるかもしれません。

これは、要するに史跡指定をした、さらに後からでも掘れば、しかも試掘という簡単な発掘でもこんなものが出てきておるわけですね。すごんじゃないかと思うわけでありませう。

それから、もう一つのレーダー探査のほうは、これは今解析中ということですがけれども、これも今月中ということだから、あと何か2週間の間に出てくるんですけどね。レーダー探査は2018年にも行われていまして、そのときは買収しない駐車場のところでしたけれども、あれはアスファルトの上からやって、ぼんやりとした何かあるんかなみたいなのが出てきたというふうに報告書にありますよね。はっきりとは確認できなかった。

でも、今回のレーダー探査は、アスファルトの上じゃのうて、土の農地の上ですよ。ひょっとしたらまた何か出てくるんじゃないの。何か確認されるんじゃないの。しかもレーダー技術は、8年前に比べたら発達しておるかもしれない。何か新聞見出しになるような発見が出るんじゃないかと、ついちょっと期待しているわけでありませう。

次々期待が膨らむわけですが、さっき言ったように、目の前の様子は変わらないまま。暫定整備のとにかく看板については梶川議員も強く訴えられておるわけですが、これ、大事なんですね。行ったら、何が何やら分からん。

さっきの御答弁では、図面やイラストや写真、VRなどを活用し、視覚的にも分かりやすい構成に改修しますとありますが、これはいわゆる本格的な次の整備の中でやるだけでなく、暫定整備の中でも取り入れることはぜひやってほしいなと思うわけですね。

今ある看板は、指定地の何か簡易地図があるけど、すんごくかすれたり小さくて分かりにくいんですね。僕、いつも思うんじゃけど、あっこのマジックで書いちゃろうかと思って、現在地とかというてちょっと書いておく。山陽道とかというてちょちょっと書くだけでも何か分かるような気がするわけですね。

私も歴史文化財ガイドクラブのボランティアガイドを、あそこ、することあるんですけども、指を指してこうやってやると、ああと言って分かってくれる。だって、何もないんですからね。看板もそういう素っ気ない看板ですからね。

この建物は、今ここにこんな建物があって、こう並んで、こっちあったんよと言って指さしてここでやると、ははあ言うてから、みんなびっくりしてくれる。ほいで、今、バス通ったあっこの向こうは海じゃったんよというて言うと、ああ、そうですねと。

VR以上に現場で律令時代の姿を想像して歴史を実感することができるわけであり、そのためには、やっぱり現地で何がしのが分かることがないといけないと思いますね。あんまりお金をかけなくてもできる工夫があると思いますので、そこらはぜひ暫定整備の中で考えていただきたいと思うわけですね。同時に、それができるんならホームページのほうもできるんじゃないかと思うわけでありまして。

以上、再質問でありますけれども、課題を指摘して、さらに当面の整備を図っていただくよう求めることで再質問にしたいと思っております。

下岡田は、下岡田、名前だけ聞くけど分からん、どうなっとん、行ってがっかり、下岡田、行ってがっかり、しもうたとならんように、逆に下岡田行って得になったよと、やっぱしよかったよ、やっぱしもうかったというぐらいの遺跡になるように、ぜひ整備を進めるべきじゃろうと思うわけでありまして。ありがとうございました。

○副議長（森本将文君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（屋敷 学君） 教育部長です。

ありがとうございました。

議員おっしゃるとおり、下岡田遺跡につきましても、町の財産とも言えるべきものですので、整備計画につきましても、令和10年度について策定することにしてますけれども、その間にできることはしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

子どもたちにもしっかりと町のブランドといいますか、下岡田のことをしっかりと知っていただいて、そして子どもたちからだんだんと下岡田の大切さ、そして府中町に国史跡があるんだということを理解していただいて、町の誇り、そういったものにつなげていただければと思っておりますので、これから順次整備のほうを考えていきたいと思っておりますので、また御理解と御協力のほう、よろしくお願いたします。

以上です。

○副議長（森本将文君） 3回目の質問ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 終わります。

○副議長（森本将文君） 以上で、第3項、下岡田官衙遺跡の今後の活用と保存は、6番、梶川議員、下岡田官衙遺跡の保存活用計画、15番、田中議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第4項、誰一人取り残さないための学力向上政策について、12番、山口議員の質問を行います。

12番、山口議員。

○12番（山口晃司君） 12番、山口。

それでは、誰一人取り残さないための学力向上政策について質問いたします。

保護者が義務教育に望むことの一つに、将来に直結する基礎学力の確実な定着があります。

その背景には、格差拡大への危機感や、塾に通わせることのできない家庭の不安、高校受験や進学後への不安などがあると考えます。

次期総合計画においても教育目標が定められるものと思いますが、今期、教育委員会が掲げている学力向上の数値目標及び到達基準について、現状をどのように評価さ

れているのかをお聞かせください。

また、学校現場では様々な取組が行われていると承知しておりますが、誰一人取り残さない学力政策という観点から、学校だけでは対応が難しい課題として、つまずきの早期発見と対策、家庭との役割分担の整理、家庭学習習慣の定着支援などが重要になると考えます。

教育委員会として認識している今後の課題についてお聞かせください。

○副議長（森本将文君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（屋敷 学君） 教育部長です。

12番、山口議員からの一般質問、誰一人取り残さないための学力向上政策について答弁します。

まず、今期、教育委員会が掲げている学力向上の数値目標及び到達基準についてですが、第4次総合計画では、学力向上に係る数値目標として、全国学力・学習状況調査の強化に関する調査の結果において、小学校で県平均よりも5ポイント、中学校で県平均よりも3ポイント上回る、また同じく全国学力・学習状況調査の正答率30%未満の児童・生徒の割合を、小学校で2%以下、中学校で4%以下とするというものです。

今年度の結果としましては、まず教科に関する調査の結果について、小学校が県平均64%に対し67.5%と、県平均を3.5ポイント上回るとともに、中学校では県平均51%に対し52.5%と、県平均を1.5ポイント上回りました。しかし、いずれも目標値を上回ることができず、未達成となりました。

また、正答率30%未満の児童・生徒の割合ですが、平成31年度に全国学力・学習状況調査の出題形式が変更された結果、正答率30%未満の児童・生徒の割合が全国的に大きく増加したこともあり、小学校で県平均10.1%に対し7.1%、中学校で県平均23.1%に対し21.7%と、いずれも県平均を下回りましたが、目標は未達成となりました。

この結果に対し、教育委員会としては、目標は全て未達成となりましたが、小学校、中学校ともにいずれの指標も全国平均、県平均よりもよい数値となっていることから、学力向上に対する学校の取組は一定の成果を上げているものと評価をしています。

次に、誰一人取り残さない学力政策の観点から、教育委員会として認識している今

後の課題についてです。

議員御指摘のとおり、誰一人取り残さない学力政策を進める上では、いかに早く児童・生徒のつまずきを見取り、対応するかが大きな課題であると認識しています。第5次総合計画では、幼・保・小・中の校種を超えた連携や、低学年における学習のつまずきに早期に対応できる体制の整備に取り組んでいきたいと考えています。

また、家庭との役割分担、家庭学習習慣の定着については、教育委員会や学校での取組だけで解決できるものではありませんが、1人1台端末や学習ソフトを活用した、いつでもどこでも自分に合った学びができる環境を整えることで、児童・生徒の学習習慣にもよい影響が出ることを期待できるため、ICT環境整備にも取り組んでいきたいと考えています。

そして、これらの取組を進めるためには、教員一人一人が児童・生徒と向き合い、実態に応じた適切な指導、支援ができるよう、教員の働き方改革を進めることが重要だと考えています。

教育委員会としましては、教員の働き方改革を進め、教員が生き生きと児童・生徒と接することで児童・生徒も学ぶことが好きになるよう、学校を支援したいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願ひいたします。

○副議長（森本将文君） 2回目の質問はございますか。

12番、山口議員。

○12番（山口晃司君） 12番、山口。

御答弁ありがとうございます。

これまで掲げていた学力目標を達成することができませんでしたということですが、そのような中で次期総合計画では、全国学力・学習状況調査の平均値を用いた目標指標を削除されています。

確かにテストの点数だけで学力の全てをはかることはできないという考え方は理解できます。しかし、一方で、教育委員会として学力が向上したと判断する客観的な基準がなければ、教育政策の成果をどのように検証し、説明するのでしょうか。

総合的な学力や個別最適な学びといった理念は重要ですが、数値目標を掲げない形では成果の検証が曖昧になり、行政としての説明責任が弱まるのではないかと懸念します。

また、保護者の多くが基礎学力の確実な定着を学校教育に期待していることを考えると、学力テストに関する数値目標を掲げないことは保護者の期待に正面から向き合わない姿勢と受け取られる可能性もあります。

さらに、教育の基本方針では、夢や志を持ち、未来に挑戦する子どもの育成を掲げています。子どもたちには、高い志や挑戦を求めながら、行政自らは目標を達成できなかった結果として数値目標そのものを計画から外してしまうのであれば、教育理念との整合性はどのように説明されるのでしょうか。目標を達成できなかったから目標をなくすということであれば、これは挑戦ではなく、目標からの撤退と受け取られても仕方ないのではないのでしょうか。少なくとも現状以上の水準を目指す数値目標は掲げるべきではないのでしょうか。

教育委員会として学力向上をどのような指標で評価し、どのように確かな学力の育成の成果を検証していくのか、教育長の考えを伺います。

次に、家庭学習習慣の定着への取組として、ICT環境の整備を挙げられましたが、先日、政務活動費の研修で伺った千葉県野田市の取組を御紹介したいと思います。

野田市では、本町と同様に、クロームブックを教員と児童に配付していますが、さらにGoogleとパートナーシップ協定を結び、ICT活用を進めています。

教員向けには、全教員が受講する基礎コースに加え、レベルや意欲に応じた3つの研修コースが設けられており、授業資料の作り方やICT活用の可能性について、Google社員が講師となって研修を行っています。

しかも、この研修費用は全てGoogle側の負担ということでした。

また、児童に対しては、ICTリーダーの育成として、同じくGoogleと連携している自治体の小学校とオンラインで交流し、自分のまちのよさを英語で発表し合う取組や、Google日本本社に招待され、最先端技術に触れる体験なども行われています。

府中町でも、例えば下岡田官衙遺跡の歴史などを英語で発信する取組につなげれば、教養と英語、ICTを融合した世界で活躍する人材育成の入り口にもなり得るのではないかと感じました。

なお、Googleとパートナーシップを結んでいる自治体は、広島県内にはまだないとのこと。本町が掲げるブランド力の一つとしても、Googleとのパートナーシップ協定を目指すことは検討に値するのではないかと考えます。

また、同じく野田市では、子ども未来塾として、放課後の補習という形で家庭学習

定着支援を実施されています。当初は、子どもの貧困対策として小学校3年生と中学生全学年を対象としていましたが、事業効果の検証を踏まえ、来年度からは全学年の小学生への年8回程度の支援と部活動終了後の中学3年生を対象とした週1回程度の学習支援へと見直されたと承知しています。

義務教育において学力向上は重要ですが、塾等の活用は各家庭の判断に委ねられる部分もあります。一方で、家庭学習の定着や学習習慣の確立は、公教育として支援すべき重要な役割であると考えます。

小学生期は、発達段階上、参加動機が必ずしも学習課題の自覚に基づくものとは限らず、友人関係等の外的要因にも左右されやすい、そのため、参加の有無だけでは事業効果を十分に測定することが難しいのは御承知のとおりですが、一方、中学3年生については、高校受験に向けた家庭学習の定着を図るとともに、高校進学後の学力的なつまずき、いわゆる高1ギャップを防ぐ観点からも、部活終了後に学習へと軸足を移す重要な時期であり、この時期に集中的な学習支援を行う意義は大きいと考えます。

例えば週1回、10月から2月までの約20回、1回90分、講師3名体制と仮定しても、1校当たり約30万円程度で実施可能と試算されます。野田市と同様に国の補助が予算の2分の1程度であれば、自治体負担は2校で約30万円程度となり、比較的導入しやすい規模であります。

教員の多忙化が課題とする中、元教員や大学生、非常勤講師など、外部資源の活用も含め、家庭学習定着支援に力を入れるべきと考えます。

このように、オンライン・オフラインの両面から、教職員の負担増につながらない形で学力向上に取り組まれています。Googleとのパートナーシップ協定を目指すことや、クラブ活動終了後の中学3年生への重点的な補習など、参考になると思いますが、教育委員会の考えを伺います。

○副議長（森本将文君） 答弁。

教育長。

○教育長（新田憲章君） 教育長です。

山口議員の2回目の質問のうち、教育委員会として学力向上をどのような指標で評価し、どのように確かな学力の育成の成果を検証していくのかについて答弁いたします。

議員御指摘のとおり、全国学力・学習状況調査に関する数値目標は、児童・生徒の

教科学力をはかる上では重要な視点となります。従来どおり、児童・生徒の学力向上に活用してまいります。

一方で、この調査は、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることや学校における児童・生徒の学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てるといったことが目的であり、文部科学省においても平均正答率の公表は序列化や過度な競争につながりやすく、教育の本質をゆがめるおそれがあると指摘するなど、平均正答率にとらわれ過ぎないことも重要だと考えております。

これからの社会を生きていく子どもたちは、生涯にわたって学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生をかじ取りすることができるようになることが大切です。

そのためにも、次期学習指導要領の改訂作業における議論でも重要な視点とされている「好きを育み、得意を伸ばす」を踏まえ、教育委員会といたしましても義務教育段階においては学ぶことが好きな児童・生徒を育ててまいりたいと考えております。

しかしながら、議員の御指摘にもありますように、全国学力・学習状況調査における各教科や学習状況の成果については、これまでと同様に真摯に受け止め、しっかりと学校で分析し、各学校の授業改善に役立てて、児童・生徒の学力向上の取組は継続してまいりたいと思っております。

私からは以上です。

○副議長（森本将文君） 続いて、答弁。

学校教育課長兼職次長。

○教育次長兼学校教育課長（宍田 貴君） 学校教育課長兼職次長です。

私からは、議員から御紹介いただいた他市町での取組を参考にした学力向上方策に対する考えについて御答弁いたします。

まず、議員御紹介のグーグルとのパートナーシップ協定についてですが、町が1人1台端末を導入した令和2年度、御紹介のパートナーシップ制度について研究した時点では、教員が研修を受け、モデル校として先進的な取組を行い、その取組により得られた知見を他の市町にも広めていくといったことまでがセットになっていたことから、少し荷が重いと、新たにICTを導入する、そういったことに加え、他市町への展開まで担うというのは、学校の負担が大きくなるおそれがあるとして協定締結には至らなかったという経緯がございます。

ただ、現在では、学校におけるICT環境も一定程度整い、学校での活用も進みつつある状況でございますので、さらなる活用に向け、改めて他市町の状況を研究していきたいと考えております。

次に、オフライン、元教員や大学生、非常勤講師など外部資源を活用した学習支援についてですが、会場が学校となる場合、その時間帯の生徒の安全を含めた施設管理など、財政的なものも含め、クリアすべき課題もございます。

ただ、講師については、例えば大学と協定を結び、教員を目指す大学生にボランティアをお願いするなど、様々な手法もあろうかと考えております。

先ほど教育部長から、家庭学習習慣の定着について教育委員会や学校での取組だけで解決できるものではないと御答弁いただきましたが、教育委員会として学習習慣の定着に向けた取組の一つとして、議員御紹介の手法も含め、研究していきたいと考えております。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○副議長（森本将文君） 3回目の質問はございますか。

12番、山口議員。

○12番（山口晃司君） 12番、山口。

御答弁ありがとうございます。

学力の数値目標については、過度な競争を生む可能性があるとして持たず、勉強が好きだと言える児童・生徒を増やすという方向性は一定理解できるところもあります。

しかし、保護者の期待が大きい学力の定着に対してテストの点数ほど分かりやすい指数はありませんので、町民や保護者に対して教育の成果を分かりやすく示していくという姿勢は今後も持ち続けていただきたいと思っております。

府中町は、来年度より第5次総合計画に沿った新たな目標に向けて動き出します。そんな中、屋敷部長におかれましては、今年度を機に後進に道を譲られます。しかし、当町の教育行政には、今回取り上げた学力向上だけでなく、学校施設の老朽化への対応や、揚倉山運動公園や下岡田官衙遺跡を活用した社会教育、南公民館の建て替えなど、大切な取組が控えています。

質問の最後にはなりますが、府中町の子どもたちの成長と学びを支える教育行政を今後どのような思いで進めようとしているのか、屋敷部長の思いをお聞かせください。

○副議長（森本将文君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（屋敷 学君） 教育部長です。

山口議員から3回目の気を遣っていただいた難しい質問に答弁させていただきます。

昨年4月に教育委員会事務局に配置され、第5次総合計画のうち、教育・文化部門の将来像を描く大きな仕事に取り組んでまいりました。教育委員会事務局職員みんなで意見を交わし作成することでこれからの教育行政の進め方を詰め込んだものとなっております。

今、学校現場では、パソコンや電子黒板の有効活用やグローバル教育などを通して、子どもたちが関心を持って事業に向き合っています。

一方で、授業を受けるに当たり、教育支援のサポートなどが必要な子どもたちもいます。

教育行政の第1は、支援が必要な子ども、不登校で学校に来ることができない子ども、学習につまずいた子どもも含め、子ども一人一人の教育的ニーズに応じることで、誰一人取り残さない学びを保障することが大切だと考えています。

そのためには、学校だけで実現することは困難で、登下校や学校内での見守り、部活動支援など、学校、家庭、地域が連携・協働する継続的な仕組みが不可欠となります。地域住民の参画を得ること、教師の負担を軽減し、子どもと向き合う時間を増やすことも重要だと考えています。

子どもたちには、自分の夢を持つこと、未来に希望を持つこと、その実現に向けて努力し、主体的に行動できる力を身につけてほしいと思います。また、自分のことだけでなく、困っている人に寄り添うなど、他者を尊重する心も持ってほしいと思います。

子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、学校が抱える課題も複雑化しています。教育委員会の職員には、子どもたちに生きることのすばらしさを伝え、夢や希望を持って挑戦していけるよう、子どもたちの育成に取り組んでいただきたいと思います。ここにいる管理職員や後輩たちが第5次総合計画の基本目標に掲げる事業を推進してくれると信じております。

最後に、議員の皆様には大変お世話になりました。住民の方の御意見や相談事を伝えていただくとともに、町事業の進め方にも御理解くださり、いい仕事ができたと

うのも議員の皆様のご協力あってのものだと感謝をしております。これからも職員、特に管理職員への叱咤激励のほうをよろしくお願いいたします。

答弁は以上です。ありがとうございました。

(拍手)

○副議長（森本将文君） 以上で、第4項、誰一人取り残さないための学力向上政策について、12番、山口議員の質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は14時15分からいたします。休憩。

(休憩 午後 2時03分)

(再開 午後 2時15分)

○副議長（森本将文君） 休憩中の議会を再開します。

続いて、総務文教関係、第5項、府中南公民館の改築工事について、13番、齋藤議員の質問を行います。

13番、齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） 13番、齋藤です。

府中南公民館の改築工事について質問させていただきます。

府中南公民館は、昭和37年9月に開館し、何と既に63年がたちました。集い、学び、つながり合いの場として地域の多くの皆さんに支えられてきました。今後もその時代に適した事業、学習を提供していくことが公民館の使命と考えます。

改築工事の前に、第33回ふちゅうみなみフェスタが2月28日土曜日と3月1日の日曜日に開催されました。実は、町長が2日間、南公民館の最後のフェスタに2日來られたのには私も大変感動しました。激務が続く中、しっかりと來られて町民を励まされた姿勢は、すばらしいものだと考えます。

初日には、開会式の後、府中緑ヶ丘中学校吹奏楽部の力強い演奏がありました。親子読書「あじさいの会」によるお話、南小「ほんと？本との会」によるお話もあり、最後には新企画のスタンプラリー、大抽せん会と、会場は一体となり、大いに盛り上がり、大盛況の初日でした。

3月1日日曜日は、ホールイベントで14団体による日頃の練習成果の発表の舞台があり、出演者たちと観客が一体となり、大いに盛り上がりました。私もマンションの住民も、エレキの舞台でしっかりとすばらしい演奏を観客と一体にあるような感じ

で演奏していただいたことに大変感動しました。

1階ロビーに作品展示、2階では19団体が参加しました。また、行政の相談紹介コーナーも設けられ、地域密着をしっかりとアピールしていただきました。和室では、お茶席、茶道（裏千家）の炭火の本格的なお抹茶会には多くの人たちが申し込み、日本古来のわび寂のおもてなしを実体験していました。私たち夫婦も参加させていただきまして、大変久方ぶりに感動しました。

飲食コーナーでは、人気のカレー、うどん、おむすび、甘酒、コーヒー、フランクフルトと、早くにも売り切れが出る、大変大盛況の状況でした。今回も酒類の提供がなかったのは大変よかったですと思います。

バンビーズ主催の子どもカフェでは、子どもたちが本格的にコーヒーを提供、ほかにもおはぎ、クレープ、綿菓子と、豊富なメニューで老若男女が楽しめる食の祭典でした。今まで私も広島のかなんなイベントに行かせていただいて、府中はある縁がないと思っていましたが、今回改めて地域でのこういった祭典は、今後、人とのつながりで非常に重要なことを認識いたしました。

ほかには、輪投げコーナー、雑貨、バザーなど販売もあり、財布のひもが緩くなり、楽しい時間を過ごさせていただきました。

地域のつながりの場で各人がいろいろな場所で楽しんでいる春の一大イベントで、まさに百花繚乱の2日間でした。

改築事業の基本計画が完了して、いよいよ事前準備に入るとのことですが、順調に推移しても、令和12年の4月の開館予定のことです。南公民館では多くの事業が年間実施していますが、大きな影響があると大変懸念しています。今後、仮移転も必要となることから、現在の準備状況や改築後の公民館について、以下のとおりお伺いいたします。

一つ、新公民館は、図書室が90平米から84平米と6平米狭くなるようですが、子どもたちが学習する場所としてほかに活用できるスペースはありませんか。

2つ目として、定期活動は継続が重要です。一度活動が中止になると再開するのが難しいことから、定期活動グループが活動を継続できるよう、教育委員会としてどのように取り組んでいますか。

ということで質問をさせていただきます。

○副議長（森本将文君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（屋敷 学君） 教育部長です。

13番、齋藤議員からの一般質問、府中南公民館の改築工事についてに答弁いたします。

ただいまの齋藤議員の御質問にありましたとおり、本当に議員さんのほうは南公民館を愛してくださっていることは伝わってきますので、本当にありがとうございます。それを踏まえて、しっかりと答弁をさせてもらおうと思います。

御質問の1点目、新公民館は、図書室が90平方メートルから84平方メートルへと6平方メートル狭くなるようですが、子どもたちが学習する場所としてほかに活用できるスペースはありますかについて答弁します。

現在、府中南公民館では、子どもたちが学習する場として、空き室を利用し、学習室として開放しています。平日は16時から、土・日や学校の長期休業期間は基本的に朝から空き室を開放しているところです。

令和6年度の実績としまして、347回、延べ1,621人に御利用いただきました。

新公民館でも、定期活動、施設使用の状況を見て、同様に子どもたちに開放したいと考えております。

2点目の御質問、定期活動グループが活動継続できるよう、教育委員会としてどのように取り組んでいますかについて答弁いたします。

現位置建て替えとなったため、その間、公民館機能は原則休止となります。しかし、定期活動を改築工事期間中も継続できるよう、町内の公共施設で代替利用できるよう調整を行っているところです。

使用する施設は、まず、向洋駅周辺区画整理事務所会議棟を予定しております。会議棟を仕切り、おおむね中講座室程度の部屋を2部屋用意いたします。こちらでできる限り曜日・時間を変更しない方向で整理し、重複した場合は、協議の上、変更していただくこととしております。

なお、当該施設で活動が難しいものにつきましては、町内の他施設の検討など、個別に相談させていただくことにしております。

定期活動グループの皆様には大変御不便をおかけすることになりますが、府中南公民館の改築工事に御理解、御協力くださるようお願いいたします。

令和12年度には新しい公民館で活動していただけるよう、改築工事のほうを進めてまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（森本将文君） 2回目の質問はございますか。

13番、齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） 御答弁、本当にありがとうございました。

年々温暖化が進み、夏は、猛暑日35℃以上、酷暑日40℃以上と、厳しい日が続き、高齢者の死亡事故の報道もあります。

私たちは、府中町民会議で月に1回、第1土曜日に南小学校区の公園での児童たちの見守り活動を実施していますが、猛暑日35度C以上は昨年より中止しています。また、道路のいわゆる照り返しを考えると、見守り活動には非常に危険が伴うということで中止させていただいております。特に夏休みは、学習の場を近くの南公民館へ求める子どもたちや学生たち、高齢者等の大人たちの利用も十分考えられます。夏休みの対策として、臨機応変に空き室を提供とのことですが、災害時の避難場所と同時に、近場での憩いの場所の使命が十分あると考えます。

府中南公民館は、令和8年10月で全ての活動は休止となります。府中南公民館改築工事は、順調に推移して、令和12年4月オープンの予定ですが、昨今の働き方改革、資材の高騰等の不安材料が多く、大変危惧しています。

最速でも約3年5か月の長期にわたる活動休止です。南公民館も2020年1月にコロナがあり、以前に比べ活動人数も大きく減少し、元に戻らない現状です。また、大きな社会問題である超高齢化が加速している現状であります。私の住んでいる平成3年竣工のマンションは、3棟で271所帯です。私の住んでいる棟、48所帯で12人の死亡もあり、体の悪い人も多く見受けられます。

南公民館活動の基本は、継続とは力なりです。いかに継続が重要であるかの金言です。

定期活動グループが活動を継続するには、公民館に代わるほかの公共施設などの場所の確保が重要課題です。どの施設も余裕がある状況ではないかもしれませんが、これまで培ってこられた定期活動グループの様々な活動が途切れず継続できる、町全体で場所の確保の検討、取組を進めていただくことを要望いたします。

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○副議長（森本将文君） 以上で、第5項、府中南公民館の改築工事について、13番、齋藤議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第6項、投票率向上に向けた投票環境の整備について、3番、安部議員の質問を行います。

3番、安部議員。

○3番（安部智恵美君） 3番、安部。

投票率向上に向けた投票環境の整備について。

20年前の府中町議選の投票率は、候補者19名、46.99%でした。2024年の町議会選挙の投票率は、候補者21名、33.9%でした。町長選挙で見ると、2004年、候補者2名、56.36%、2008年、2012年は無投票でした。2016年は、候補者2名、久々の町長選でしたが、投票率は高くありませんでした。投票率は34.45%でした。2020年は無投票でした。2024年は、候補者5名、投票率は37.71%でした。直近の2025年参議院選挙での府中町における投票率は58.41%でした。衆議院選挙においては、2024年、49.18%、2026年、51.88%でした。

投票所についても、イオンモール府中が投票所になったりならなかったりします。町の説明によりますと、間に合わなかったときもあったそうです。

ここで質問に入ります。

近年、選挙における投票率の低下が課題となっており、特に若年層を中心に政治参加の意識が希薄化している現状があります。

こうした中、誰もが安心して、かつ気軽に投票できる環境を整えることは、投票率の向上に直結する重要な取組です。特に、投票所の立地やアクセス性、期日前投票所の設置状況は、投票行動に大きな影響を与える要素と思います。

そこで、以下のとおり伺います。

1、南公民館改築工事により、今後、従来の投票所が使用できなくなるおそれがあるのではと思いますが、新たな投票所の候補地の検討状況は。

2、前回の国政選挙において、大規模商業施設への期日前投票所が設置できなかったことによる影響、今後の対応は。

以上、よろしく願いいたします。

○副議長（森本将文君） 答弁。

行政委員会総合事務局長。

○行政委員会総合事務局長（谷口 司君） 行政委員会総合事務局長です。

3番、安部議員からの一般質問、投票率向上に向けた投票環境の整備についてについて答弁いたします。

まず、1つ目の御質問、南公民館改築工事に伴う新たな投票所の候補地の検討状況はについてです。

当町では、府中北小学校の第1投票区から府中南交流センターの第10投票区までの10か所に投票所を設置しています。

今回御質問のありました府中南公民館は、第9投票区の投票所として指定しておりますが、建て替え等に伴い、その間、使用できなくなることが見込まれております。

選挙に関して具体的な影響としましては、令和9年4月執行予定の広島県議会議員一般選挙以降の選挙を想定しています。

府中南公民館のある第9投票区のエリアは、桃山2丁目、青崎中、青崎東、31番街区以降の柳ヶ丘です。

新たな投票所の候補地についてですが、投票事務を行うための十分な広さがあること、できるだけ家から近く、高齢者や障害のある方が利用しやすいこと、そして車で来場された方の駐車場があり、利便性が確保できることなどの条件を基に選考し、教育委員会及び学校とも協議を重ねた結果、府中南小学校を代替の投票所として準備を進めております。

2つ目の御質問、前回の国政選挙において大規模商業施設へ期日前投票所が設置されなかった理由はについてです。

町内の大規模商業施設において期日前投票を始めたのは、平成29年10月の衆議院議員総選挙からです。それ以降は、各選挙における日程の見込みを基に、およそ1年前から利用の予約をさせていただいております。

今回の国政選挙についてですが、衆議院が解散して選挙の可能性があるとマスコミからの報道が最初にあったのは、1月9日でした。そこで、すぐに大規模商業施設に確認しましたが、期日前投票に当たる期間は施設の貸出しが既に決まっており、借りることができませんでしたので、期日前投票所として設置することができませんでした。

続きまして、御質問の、また、そのことによる影響、今後の対応はについてです。

今回の衆議院議員総選挙における当町の投票率は51.88%でした。期日前投票の投票率は26.37%で、全体の投票に占める期日前投票の割合は50.8%となり、今回投票された方の半数以上は期日前投票を利用されたことが分かります。

ただし、これは、今回の選挙において早くから警報級の雪の影響が報道され、早めの投票の呼びかけがあったことなどにより、これまで以上に期日前投票を利用されたという特有の状況があったのではないかと推定しております。

そこで、今年度執行されました選挙で、大規模商業施設で期日前投票が行われた衆議院議員通常選挙と広島県知事選挙の2つの選挙の投票状況を集計しました。いずれも期日前投票は、府中町役場、向洋駅周辺区画整理事務所、そして大規模商業施設の3か所で行われたものです。

ただし、その3か所に開設された期日前投票所の期間や時間は異なります。

この2つの選挙における投票者数の平均値でいいますと、府中町役場は、期日前投票所が16日間開設され、投票された方は4,567人、向洋駅周辺区画整理事務所は、7日間の開設で1,675人、大規模商業施設は、4日間の開設で3,008人となっています。

これを分かりやすく1日当たりの投票者数に換算し、府中町役場で期日前投票された方を1日当たり100人としますと、向洋駅周辺区画整理事務所は84人、大規模商業施設では263人となり、多くの有権者の方が大規模商業施設で期日前投票をされています。

したがって、大規模商業施設における期日前投票所の開設は、利便性と効果が見込まれることから、今後も引き続き選挙期日の日程を見込み、利用できるよう早期に対応してまいります。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○副議長（森本将文君） 2回目の質問はございますか。

3番、安部議員。

○3番（安部智恵美君） 御答弁ありがとうございます。

例えば選挙啓発グッズとして、風船やポケットティッシュ、ウエットティッシュ、紙うちわなどのノベルティーについてのお考えはありますか。

○副議長（森本将文君） 答弁。

行政委員会総合事務局長。

○行政委員会総合事務局長（谷口 司君） 行政委員会総合事務局長です。

ただいまの安部議員の2回目の御質問、府中町では選挙啓発グッズの配布をしていますかについて答弁いたします。

現在、当町における選挙啓発活動として、選挙啓発グッズの配布を行っております。具体的には、数に限りがありますが、広島県選挙管理委員会から配布されるポケットティッシュのほか、今年執行されました選挙を例に申しますと7月の参議院議員通常選挙では、広島県内のプロスポーツチームのマスコットキャラクターのステッカー、11月の広島県知事選挙では子ども向けの音楽や体操をつくる2人組の女性アーティストのカードなどを配布しております。

これらのステッカーやカードは、期日前投票所に設置し、いわゆる若年層の投票された方やその投票された保護者と一緒に投票所に来場された子どもを主な対象として、希望される方にお受け取りいただき、ステッカーやカードの写真をSNSで投稿していただくなどにより、選挙の啓発、情報拡散を図ることで、選挙期間全体を通じた投票率の向上につなげることを目的とする取組です。

それ以外にも、他の部署が健康イベントを実施したとき、来場者にポケットティッシュを配布したり、新たに選挙人名簿に登録された18歳の選挙人に対してお祝いのメッセージに啓発冊子とグッズを添えてプレゼントしたりなどを行っています。

引き続き選挙啓発には努めてまいりたいと思います。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○副議長（森本将文君） 3回目の質問はございますか。

3番、安部議員。

○3番（安部智恵美君） 御答弁ありがとうございました。

私たちの府中町は、住み続けたい街ランキングで上位をキープしています。政治への参加の実感を高めるためにも、政治家や政党が有権者の声に耳を傾け、町政に届けることが重要です。

町としても、投票率を高めるため、お力添えをいただけますよう要望して、終わります。

ウィー ウイル クリエイト アワー オウン フューチャー。ありがとうございました。

○副議長（森本将文君） 以上で、第6項、投票率向上に向けた投票環境の整備につい

て、3番、安部議員の質問を終わります。

以上で、総務文教関係の質問全部を終わります。

続いて、厚生関係の質問を行います。

厚生関係、第1項、府中町における治水事業について、17番、狩野議員の質問を行います。

17番、狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。

一般質問通告に従い、府中町における治水事業についての質問をいたします。

これから季節は春から夏へと向かいますが、同時に出水期に向かうということでもあり、今回は大雨による災害を防ぐ取組についての質問となっています。

今回の質問は、治水事業に関係したのですが、災害を防ぐ取組としては、治水事業とともに治山事業も行われていることから、治山事業についても質問の中で少し触れておきたいと思います。

府中町では、自然災害を防ぐということから、治山治水事業が長年実施されてきておりますが、平成30年の豪雨災害を受けて事業がさらに広範囲に、かつ加速されて行われていると認識をしています。

治山事業と治水事業について、ここで簡単に説明をさせていただきます。

治山事業とは、荒廃山地の復旧整備として、治山施設の整備や森林の造成を行い、山地災害から、人々の命、財産、生活を守るというものです。

府中町の山地では、森林整備が実施され、さらに治山堰堤や砂防堰堤が建設されています。

治山堰堤は、荒れた溪流の勾配を緩やかにし、川底や岸の崩壊を食い止めることで森林の健全な育成を助けるもので、土砂の発生を抑制する性格が強いものです。

一方、砂防堰堤は、上流から流れ出てくる有害な土砂や土石流を受け止め、少しずつ下流へ流すことで川の勾配を安定させ、川岸の浸食を防ぐもので、土砂の流出を抑制する性格が強いものとされています。

治水事業とは、ダム、堰堤、堤防、放水路、調整池、池ですね、調整池などの整備や河川改修を行い、洪水、高潮、土砂災害などから、人々の命、財産、生活を守るというものです。大雨で川の水があふれないように水の調節を行い、川の水位を下げ、水を安全に海に流し込むということになります。

治山事業については、これまで私も幾つかの見学会に参加させていただき、完成した堰堤を見させていただきました。土砂災害を防ぐため、多くの治山堰堤や砂防堰堤が順次建設されており、建設予定のものもあります。また、水分峡森林公園内での大堰堤や石ころび池の土砂のしゅんせつ作業も行われています。災害を防ぐ取組が確実に進んでいると承知しています。

平成30年の豪雨災害以降の治山堰堤及び砂防堰堤の設置状況について、今回、各担当課に調べてもらっており、その結果について紹介をさせていただきます。

平成30年豪雨災害以降に治山堰堤は5か所が計画されて、これまでに瀬戸ハイム4丁目地区、水分峡森林公園内、山田2丁目地区の合計3か所が完成しています。花立山地区の治山堰堤は令和8年度より測量・設計が開始される状況にあり、石ころび地区の治山堰堤では現在事業中となっております。

同じく平成30年豪雨災害以降に砂防堰堤は8か所が計画されて、これまでにみくまり1丁目地区、瀬戸ハイム3丁目地区、八幡4丁目地区の3か所が完成しています。山田4丁目地区、山田5丁目地区、八幡3丁目地区、瀬戸ハイム4丁目地区、みくまり1丁目地区の5か所が現在事業中となっております。

治水事業については、下水道の整備や役場前の榎川の改良工事が進められており、最近では府中大川の土砂しゅんせつ工事も開始されています。

先ほど述べました治山事業での治山堰堤や砂防堰堤の建設、治水事業での護岸改良工事、河川の土砂しゅんせつ工事は、事業主体は主に広島県となっております。府中町では、広島県に対して毎年最重要課題の解決に向けての提案がされており、その中にこれらの災害防止への取組が含まれています。広島県が実施する工事なので、府中町では直接コントロールができない状況であると思いますが、しっかりと県に対して事業の早期完了の働きかけを行っていただきたいと思っています。

さて、今回の質問は、府中町における治水事業についてとなります。私の住む地域は、川に近く、入川調整池という雨水を一時的にためる大きな施設があり、ポンプ場も近くにあるという環境です。

そういう環境でもあり、住民の方から治水に関しての質問を受ける機会があります。今回改めて治水に関する質問をさせていただくことにします。

まず、調整池についてです。調整池は、大雨のときに川の水位を下げるために一時的に河川への雨水流出を抑制する施設であると認識しております。身近にある入川調

調整池以外にも町内でも幾つかの調整池を見ることもできます。改めて地図を見てみると、目につきにくい場所にも調整池が存在していることが確認できます。

調整池は、住宅地の中に存在し、身近にある施設ではありますが、多くの方は一体どこが管理してどのように管理されているのかと気になる施設ではないでしょうか。安全のために調整池の周囲はフェンスで囲われており、どのような状況かをのぞき見しがしにくい状況でもございます。十分な強度を有して建設されており、心配をする必要はないと思いますが、経年劣化により大雨時に多量の雨水が流れ込んでも壊れないんだろうか、大丈夫なんだろうかと一抹の不安を感じる方もおられると思います。

以上のことを踏まえ、2点質問を行います。

1つ目は、府中町にある現在使われている調整池の数とそれぞれの目的について伺います。

2つ目は、調整池は強固なコンクリートの擁壁で囲まれており、それだけ強度が必要な施設であると思われませんが、点検を含めた管理はどのようにされているのかを伺います。よろしくお願いいたします。

○副議長（森本将文君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（胡子幸穂君） 町民生活部長です。

17番、狩野議員からの一般質問、府中町における治水事業についてに答弁いたします。

1、府中町にある現在使われている調整池の数と目的についてです。

現在、府中町内には調整池が14か所あります。このうち、大通2丁目にある三角形の形状をした入川調整池は、昭和61年度に完成しておりますが、当時より茂陰ポンプ場の全面的な改造や茂陰排水区に降った雨を全て流せる幹線の整備が困難であったため、茂陰ポンプ場の補助排水施設設備として設置したものです。

入川調整池の機能は、茂陰ポンプ場の能力を超えるような大雨が降った場合、入川調整池に接している水路を流れる雨水が越流して入川調整池に流れ込む構造になっております。流れ込んだ雨水を入川調整池のポンプにより府中大川に排水しているものでございます。

入川調整池は、下水道課の所管となります。

入川調整池以外の調整池は、開発行為に伴い設置されたもので、議員のおっしゃる

とおり、町内に点在しており、学校や公園などの公共施設や宅地の開発等に伴う雨水量の増加を抑制し、下流域である河川やポンプ場への負荷軽減を図ることを目的としております。

具体的には、学校では、県立安芸府中高校、町立の府中北小学校と府中緑ヶ丘中学校の3か所に、また揚倉山健康運動公園に上段用と下段用の調整池がそれぞれあり、これら合計5か所の調整池は、それぞれの施設所管課の所管となります。

また、宅地開発により設置された調整池は、瀬戸ハイム地区に3か所、山田1丁目、宮の町4丁目、浜田3丁目、浜田4丁目、青崎東にそれぞれ1か所ずつあり、これら8か所は全て下水道課の所管となります。

よって、町内にある調整池は、入川調整池、公共施設分が5か所、宅地分が8か所の合計14か所となります。

2、調整池の点検を含めた管理についてです。

調整池は、御指摘のとおり、コンクリート擁壁等の構造物で、高い強度が求められている重要な施設です。

調整池においては、現在所管する部署の職員による年1回の定期点検を実施し、擁壁のひび割れや変形、排水設備の機能確認等を行っております。

また、大雨の後にも巡回点検を実施しております。

また、町民の皆様の御要望等を受けて、必要に応じて草刈りやしゅんせつ、周辺環境の整備など、適切な維持管理に努めております。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○副議長（森本将文君） 2回目の質問はございますか。

17番、狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。

御答弁ありがとうございました。

調整池は、個人的には全て同じ部署が管理されていると勝手に思っていたのですが、実際には設置された経緯により、管理者が違うということが分かりました。各管理者により点検内容や点検方法の違いがないように、確実に定期点検を実施していただき、調整池としての機能が維持されるようお願いいたします。

それでは、2回目の質問を行います。

町内には3か所のポンプ場があります。府中ポンプ場、宮の町ポンプ場、茂陰ポン

プ場となります。

定期的にポンプのメンテナンスが行われていることは承知しておりますが、各ポンプ場は建設からかなりの年数も経過していると思います。最近の異常気象で建設当時に想定していなかった量の雨が降っており、50年に一度という物すごい量の雨が各地で降っている現状があります。

府中町の各ポンプ場は、どこまで対応できるのか、今のままの施設や設備でこれからも町民の命、財産、生活が守れるのか、心配されます。

そこで、ポンプ場に関しての質問を行います。

近年の異常気象を考えたとき、今の施設・設備で対応可能であるのかを伺います。

あわせて、さらなる増強の必要性の有無について伺います。よろしくお願いたします。

○副議長（森本将文君） 答弁。

下水道課長兼職次長。

○町民生活部次長兼下水道課長（岡村紀行君） 下水道課長兼職次長です。

狩野議員のおっしゃるとおり、町内には3か所の雨水ポンプ場がございます。

最も古い府中ポンプ場は、1号ポンプと2号ポンプにつきましては昭和58年度に完成しましたが、3号ポンプにつきましては平成17年度に完成しております。

庁舎横にある宮の町ポンプ場につきましては、1号ポンプが平成3年度に完成し、2号ポンプが平成4年度に完成しております。

また、茂陰ポンプ場につきましては、平成21年度に改築工事が完了しております。

なお、確定ではございませんが、府中ポンプ場と宮の町ポンプ場につきましては、今後建て替えが予定されております。

施設のメンテナンスにつきましては、定期的にポンプの分解整備工事などを行っており、適切な維持管理を行っております。

いずれのポンプ場も、7年確率降雨強度である1時間当たり49.6ミリの降雨に耐えられるように造られております。

以前は、鶴江地区、宮の町地区、また向洋駅周辺地区が浸水することがありましたが、ポンプ場完成後は、浸水被害に遭った家屋数はゼロとなっております。

しかしながら、議員のおっしゃるとおり、近年の異常気象で建設当時に想定していなかった量の雨が各地で降っております。

そこで、近年の異常気象を考えたとき、今の施設・設備が対応可能であるかについてですが、適切な維持管理は行っていますが、現在の施設能力を超える規模の降雨に対しては限界があるのも事実です。

また、さらなる増強の必要性の有無はについてですが、今のところ、国や県から確率降雨強度の見直しと施設増強については示されておられません。よって、施設増強の予定はありませんが、現在は雨水幹線ストックマネジメント計画を策定して、老朽化している雨水幹線の改築工事を順次行っております。

さらに、昨年1月の埼玉県八潮市の陥没事故を受けて、国からの指示により、幹線等の緊急点検を行い、必要に応じて補修も行っているところです。

今後も、国や県の防災計画などを踏まえ、ハード整備だけでなく、住民の皆様への早期避難情報の提供などソフト対策も含めた総合的な治水対策を推進して対応してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○副議長（森本将文君） 3回目の質問はございますか。

17番、狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。

ありがとうございました。

排水ポンプは、定期的に整備が行われて正常な状態が維持されているとのこと。他の自治体では、これまでに大雨時に排水ポンプが故障して作動できずに住宅への浸水被害が発生したという事例もあります。そういうことがないように、いざというときに使えないということが起こらないように、引き続き確実な補修をお願いいたします。

大雨に対するポンプ場の能力向上についてですが、現時点では施設増強はないとのことでした。御答弁にもありましたように、浸水被害を防ぐには、ポンプ場の能力だけでなく、雨水の排出経路となる雨水幹線の整備を含めた排水施設に関する取組と住民の避難に関する取組を一体で行うことが治水対策で重要であることを改めて認識した次第でございます。

府中町において、浸水被害への取組が引き続き総合的に行われることを要望いたしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（森本将文君） 以上で、第1項、府中町における治水事業について、17番、

狩野議員の質問を終わります。

ここでお諮りします。

本日は、これを持って延会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(森本将文君) 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とし、次回は3月17日午前9時半から会議を開きます。

御苦労さまでした。延会。

(延会 午後 3時04分)